

平成廿四年二月廿六日

研究資料

第四号

Version 3.0

須佐御古史研究会

東京部会

# 序文

が収められています

この史料は、「温故」第25号の「親施公年譜」の付録として添付する為に須佐部会が読解中のものです。東京部会でも読んでみましょう。

中身は益田親施が萩本藩から受け取った沙汰書（命令）や感状などの記録で、最後に年月日不詳の沙汰書が別冊として添付されています。文書の末尾に書かれているように、親施の死後、亡き主君を顕彰する意味で益田丹下が責任者となり、金子新蔵、山下少輔が実務担当を命じられて慶応二年に編集されたものです。慶応二年五月、須佐内向事件で処罰された邑政堂の幹部達も許されて帰家しました（「温故」第十六号）。蛤御門の変の責任を取って切腹した親施の功績を家臣達が記録するのにも遠慮が要らなくなつたものと思われれます。

嘉永二年の明倫館再建の感状から始まり、北浦手當巡見の為、須佐を訪れた藩主を領内各所へ案内した際の感状。ペリーの黒船来航の時、相模國御備場惣奉行任命の黒印書とその感状、安政三年萩藩当職任命の黒印書。文久三年上京を命じられ朝廷工作（京都入説）に挺身した時の黒印書。蛤御門の変の直前、元治元年四月諸隊取り締まりを命じられ、又、同年六月繁枝松原での教練惣裁を命じられた時の黒印書等、歴史的な出来事に関連する沙汰書

# 目次

「諸御沙汰物寫」	.....	6頁
「年月不詳分 諸御沙汰写」	.....	32頁
卷末補注	.....	37頁

# 凡例

一、**原則** 全体を通して、可能な限り古文書原本に忠実に読解文を表記する。

原文が旧漢字の時は、活字がある限り旧漢字で表記する。活字が無いときに限り常用漢字を使用する。

異体字は常用漢字を用いる。 例 〃**カ**(等)〃**支**(事)〃**迄**(迄)

変体仮名は原文通りとする。 例 〃者(は)〃幾(き)〃茂(も)〃与(と)〃

尔(に)〃江(え)〃之(の)〃而(て)〃連(れ) 〃など。

助詞も原文通り表記する

ヨリ、より、ニテ、二而(ニテ)、 二て、候得共(候え共)、 二付

活字が無い合字・省字には常用漢字を用いる。

例 より、トモ、トキ、として(々)、など。

但し、活字があるものは原文の通り。 例 廿、李、など

繰り返し表記 漢字 〃々、仮名 ヷ、二字以上 〃〃

一、**文字の大きさ**

助詞等に右寄せの小文字表記は適用しない。全文を同じ大きさの活字で表記する。

返り点は使用しない。代わりに難読箇所にはヨミのルビを打つ。

以上はHPにヨミ表記する場合、縦書きを横書表記に変更する場合などに生じる諸問題を回避する為である。

一、**誤字、誤記、衍字、あて字など**

右傍に正字をルビで示し xカ とする。但し、明らかな誤字は正字と置き換える。

意味不明の場合は(ママ)を付す。

あて字には正字でルビを打つ。

重複(衍字)の場合は(衍カ)と注記する。

一、**欠字、虫損、その他判読不能箇所**

欠字は 〃で表す。字数が確認出来るときは 〃で文字数だけ 〃で埋める。字数が判らないときは 〃〃で示す。推読可能な欠字は 〃に推読文字のルビを打ち xカ と表記する。

判読不能箇所は 〃〃で示す。

虫損破壊で判読できない箇所も同様とし虫損とする。

推読箇所は同じく 〃〃で示し、右傍に(…カ)と注記する。

一、**抹消部分**

抹消部分は読解しない(含)、見せ消ちや抹消文字の横に〃を付けた場合など(

一、**氏名・地名など固有名詞の連記には中黒)・(を付け区分する。**

一、**朱書、後筆、付箋など**

該当部分を「で囲み、封紙ウラ書、端裏書、端書、裏書、朱書、異筆、後書、付箋、張紙、刳紙などと注記して表記する。

一、**花押・印章など**

花押が書かれている場所に花押と記し、印章が押されているときは印で表す。

一、**注釈**

人名、地名、特殊な用語、現代使用されていない用語、特殊な表記などの説明には「注x」を付け頁毎に脚注を付ける。

長い注記が必要な場合には、巻末補注を設ける。

西暦年数、時刻など簡単な摘要は注釈代わりに適宜ルビを付ける。

割り注は原文通りに表記する。

一、**出典、参考文献**

出典は原則として著者と書名を表記し必要に応じて頁数を示す。HPはURLを表記する。

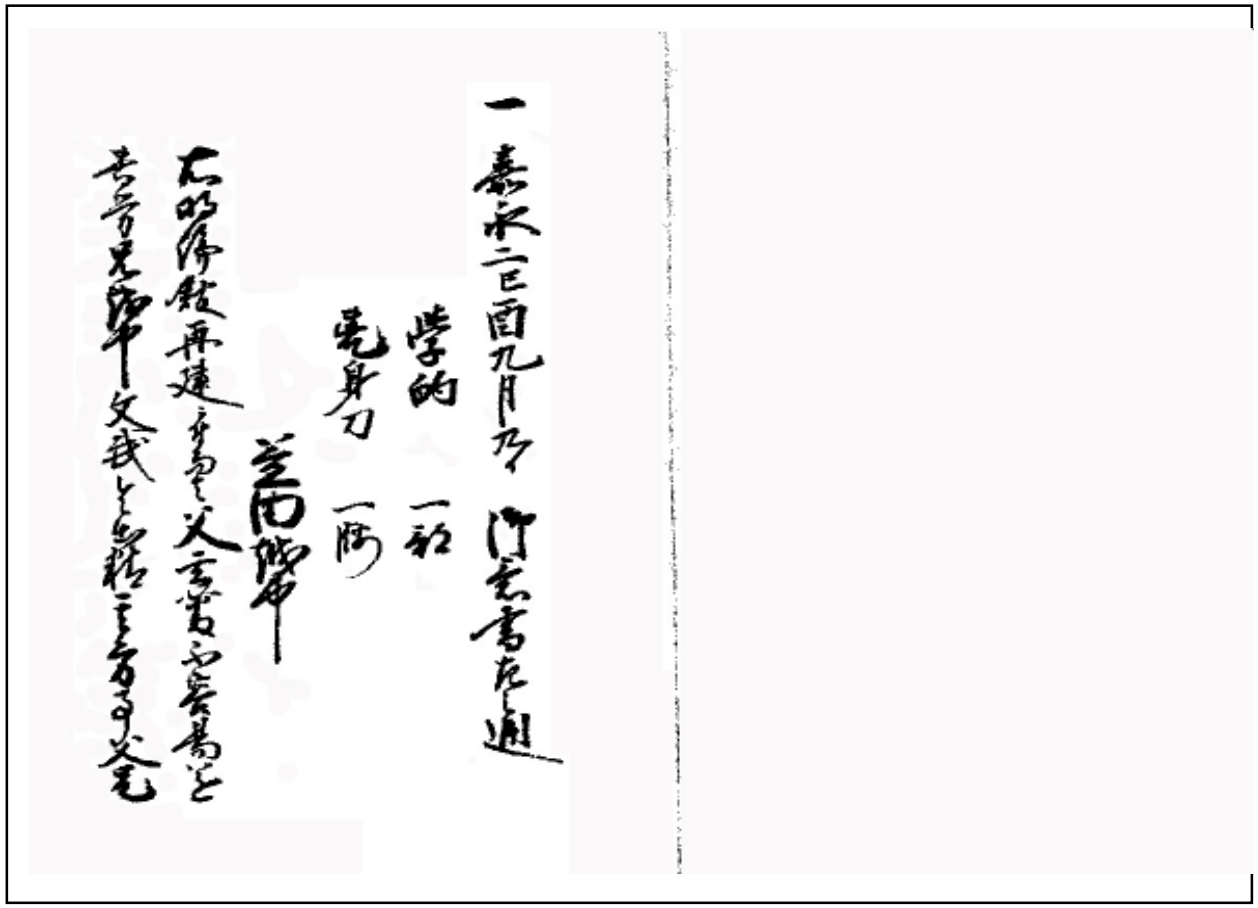
参考文献は巻末の一覧表に詳細を示す。

以上

諸御沙汰物寫



諸御沙汰物寫



嘉永<sup>1,8,4,9</sup>二己酉九月九日 御意書<sup>注1</sup>左之通  
 学的<sup>注2</sup> 一部  
 荒身刀<sup>注3</sup> 一腰  
 益田<sup>注4</sup> 越中<sup>注4</sup>  
 右明倫館再建<sup>注5</sup> 二付而者 父玄蕃<sup>注6</sup> 不容易遂  
 苦勞 兄越中<sup>注7</sup> 文武被出精 其万事父兄

\* 1 御意書 = 御命令、お差圖、仰せ。 \* 2 学的 = \* 3 荒身刀 = 新身 新しく作った刀。  
 \* 4 益田越中 = 益田親施 (始兼施、幾三郎、越中、弾正、右衛門介) 天保4(1833)9.2 ~ 元治元(1864)11.12。32才。  
 \* 5 明倫館再建 = 萩藩藩校。嘉永2(1802)1.24 明倫館に学校御殿竣工。同3.2 新明倫館開校式举行。  
 \* 6 父玄蕃 = 益田元宣(右田毛利内匠就任五男、文政7.8. 晦日入家。始兼宣、幾三郎、蔵人、播磨、越中、刑部、玄蕃) 享和2(1802)1.13 ~ 嘉永2(1849)閏4.4。48才。

志成継文節一秘古抽而令出精供張注  
亦承望不為館中罷出心得有神妙之  
事二候依之右之通遣し候猶不怠相勵可申候

一 口五壬子七月七日 御意書左之通

藤組 一掛

益田 越中

右先達而北浦手當場所巡見之節者数  
日令心配且又領内場廣之海岸手當向  
不容易處從來武備堅固之趣彼是祝  
着之事二候依之此品遣し候尚以手當怠  
間敷候

ら敷一

一 口六癸丑八月十九日 御意書左之通

之志越繼文武之稽古抽而令出精供張注。  
等茂質素二而館中罷出心得有神妙之  
事二候依之右之通遣し候猶不怠相勵可申候

同五年壬子七月七日 御意書左之通

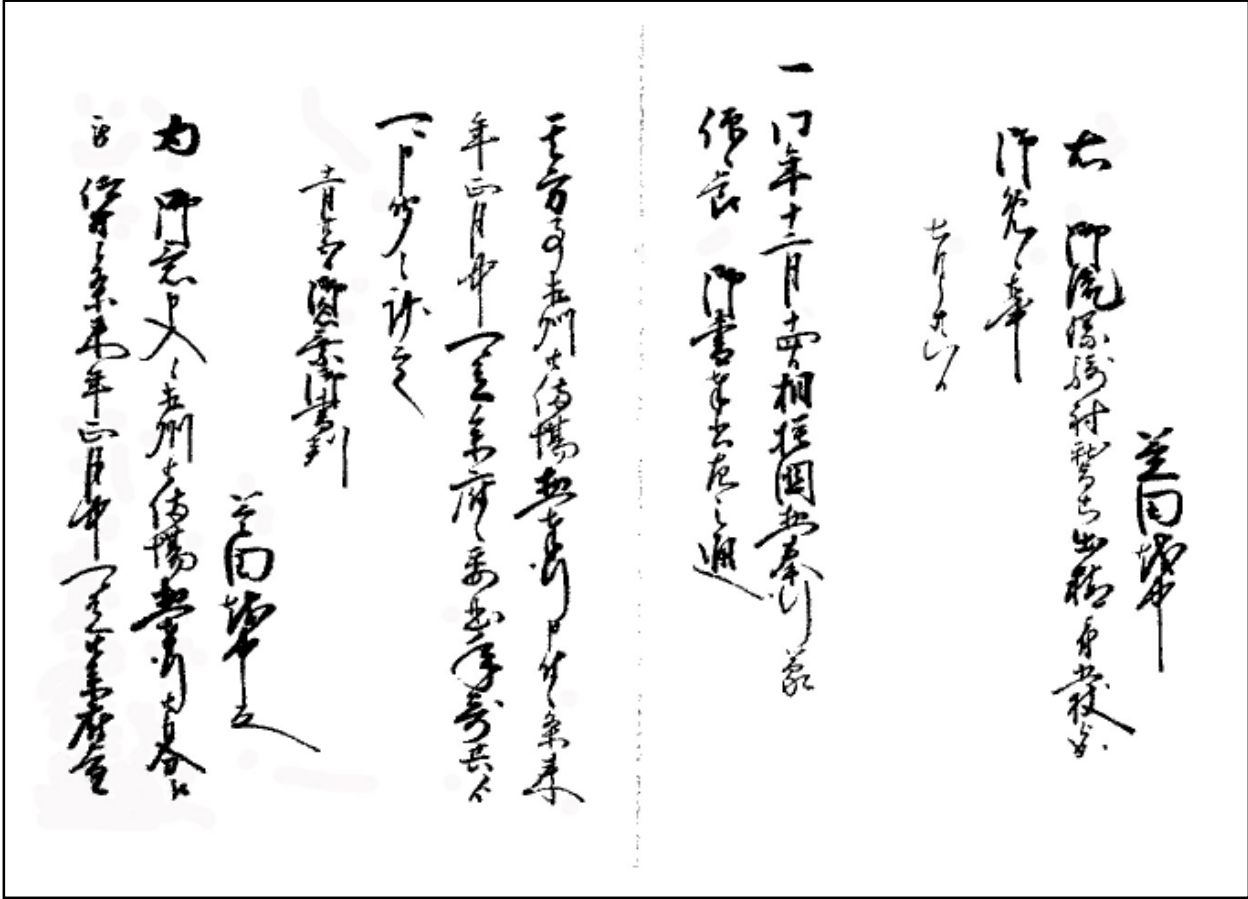
藤組 一掛

益田 越中

右先達而北浦手當場所巡見之節者数  
日令心配且又領内場廣之海岸手當向  
不容易處從來武備堅固之趣彼是祝  
着之事二候依之此品遣し候尚以手當怠  
間敷候

同六癸丑八月十九日 御意書左之通

\* 7 兄越中 = 益田元宣長男、親興（始兼興、熊次郎、越中）文政12(1829)11.3 ~ 嘉永2(1849)3.13。22才。  
\* 8 供張 = お供連れ。  
\* 9 藤組鑑 = 籐で編んだ鑑(あぶみ)。  
\* 10 北浦手當 = 長門國日本海側の海岸。毛利慶親は嘉永5(1852)閏2.26北浦の沿岸防備を巡視、3.2萩に帰城した。  
益田家は栗山翁輔に一件懸役を命じ、2.27 ~ 3.1の間領内を高山 仏坂 江崎 須佐と案内した。



益田 越中  
 右御流儀騎射稽古出精二付五杖被成  
 行免候事

七月廿八日

同年十二月十四日相模國惣奉行蒙  
 仰候節 御書奉書左之通

其方事相州御備場惣奉行申付候条 来  
 年正月中可有参府候 委曲年寄共ヨリ  
 可申聞候 謹言

十一月廿五日 御名乗御書判

益田 越中殿

為 御意申入候相州御備場惣奉行者 御自分江  
 被仰付候条 来年正月中可有御参府旨

益田 越中  
 右御流儀騎射<sup>注1</sup>稽古出精二付五杖被成  
 御免候事  
 七月廿八日

同年<sup>1855</sup>十二月十四日相模國惣奉行<sup>注2</sup> 蒙  
 仰候節 御書奉書<sup>注3</sup>左之通

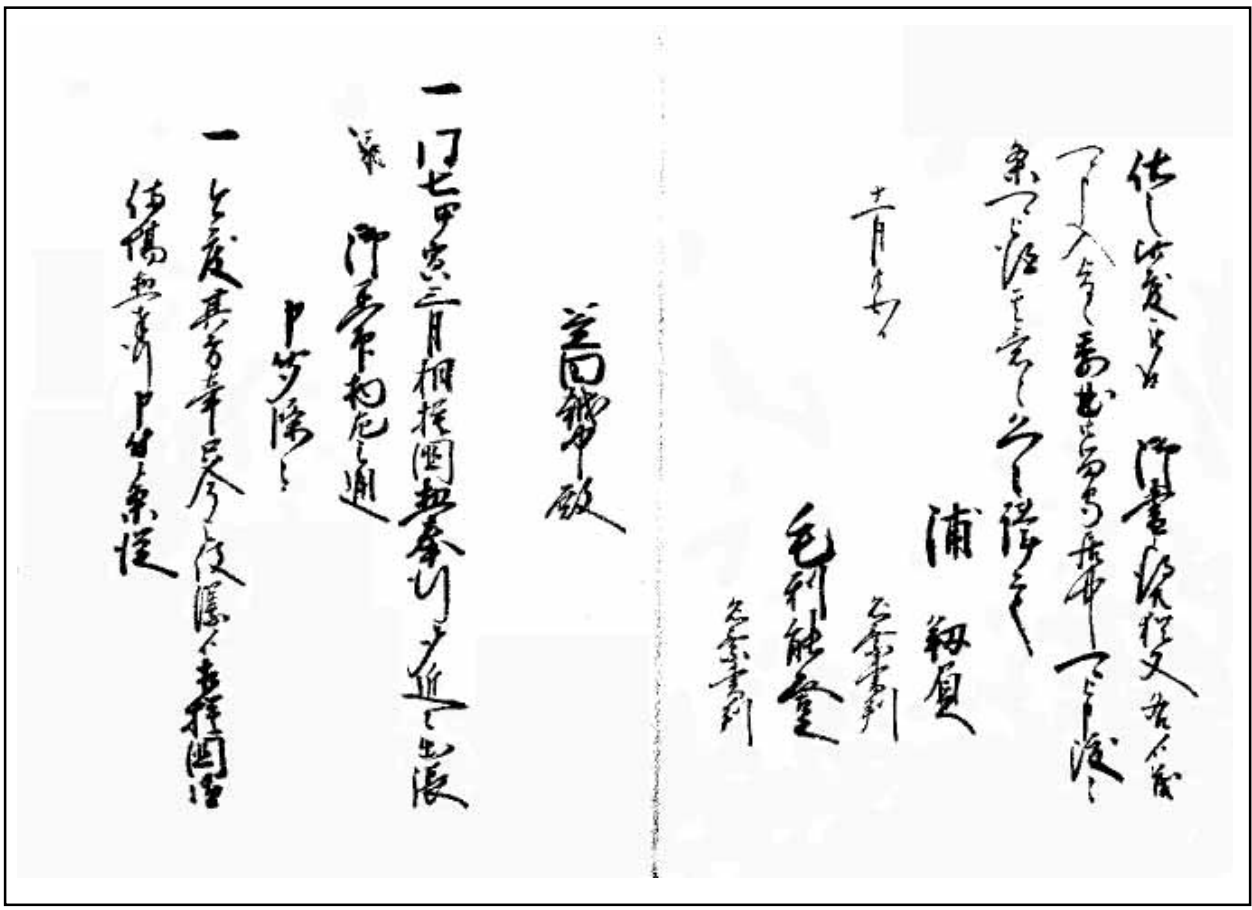
其方事相州御備場惣奉行申付候条 来  
 年正月中可有参府<sup>注3</sup>候 委曲年寄共ヨリ  
 可申聞候 謹言

十一月廿五日 御名乗御書判  
 益田 越中殿

為 御意申入候相州御備場惣奉行者 御自分江  
 被仰付候条 来年正月中可有御参府<sup>注4</sup>旨

\* 1 御流儀騎射 = 騎馬で行う射術。古代、5月5日朝廷で行われた馬弓や、武家が行った犬追物(いぬおうもの)・笠懸・流鎧馬(やぶさめ)を騎射三物と呼ぶ。小笠原流、武田流などあるが、萩藩の御流儀は伴派(道雪派)。「五杖」は「五射六科」の「五科」(巻藁前、的前、遠矢ま前、差矢前、要前)の射法のことか? 巻末補注1, 2参照。  
 \* 2 御書奉書 = 御書 手紙、筆跡などの尊敬語。奉書 上意を奉じて侍臣、右筆らが下す命令書。綸旨、院宣、御教書、下知状の類。  
 \* 3 相模國惣奉行 = 嘉永6(1853)11.14から安政5(1858)6.21まで、長州藩は西浦賀から腰越八王子山に至る三浦郡、鎌倉郡39ヶ村(高20,686石)の地西南海岸一帯の守衛を命じられ、12・14益田親施を浦賀表御手當御用惣奉行<sup>8</sup>任命、砲台を築き外警に備えた。親施は嘉永7.5.10出発した。P12脚注3参照。  
 \* 4 参府 = 江戸に出府すること。





依之此度被成御書候得共 猶又各ヨリ茂  
可申入旨候 委曲御留守居中可被申渡候  
条可被得其意候 恐々謹言

十一月廿七日

浦 靱負

名乗書判

毛利能登

名乗書判

益田 越中 殿

一月廿七日 相模國惣奉行と近々出張

御黒印物 左之通

申聞條々

今度其方事只今之役儀ヨリ相模國御

備場惣奉行申付候条 従

依之 此度被成御書候得共 猶又各ヨリ茂  
可申入旨候 委曲御留守居中可被申渡候  
条可被得其意候 恐々謹言

十一月廿七日

浦 靱負

名乗書判

毛利 能登

名乗書判

益田 越中 殿

同七甲寅二月相模國惣奉行と近々出張

二付 御黒印物 左之通

申聞條々

今度其方事只今之役儀ヨリ相模國御  
備場惣奉行申付候条 従

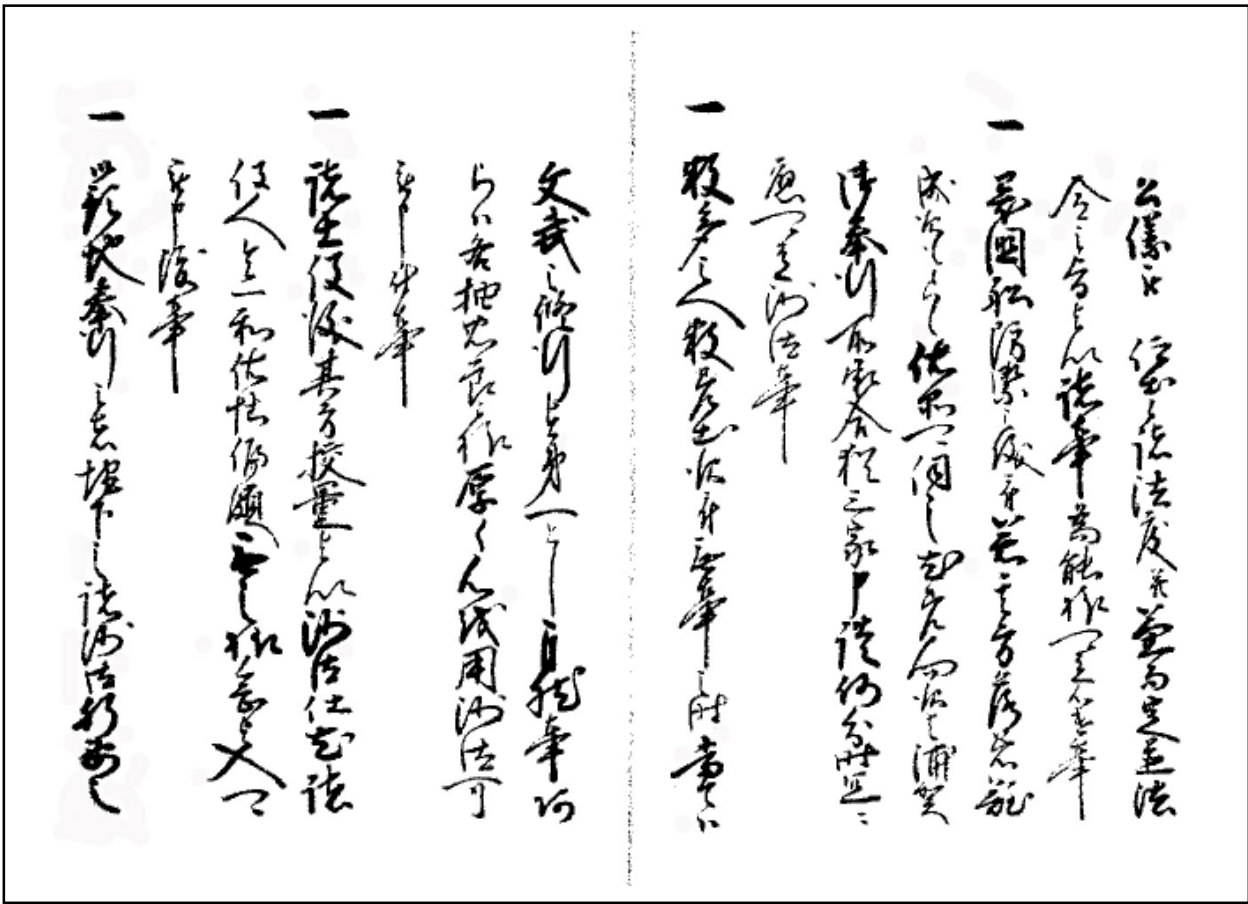
\* 5 委曲 = 詳しく細かいこと。また、事柄のこまかな点。

注 6 恐々謹言 = 乍恐謹んで申し上げるの意。手紙末尾の挨拶。

\* 7 浦 靱負 = (うら ゆきえ) 寄組浦元襄 (初義正、元正、亀槌、備後、靱負) 国司信濃就孝二男。明治 3.6.1 没。76 才。嘉永元(1848)9.19 ~ 同 3(1850)8.25 及び嘉永 6(1853)10.8 ~ 安政 5(1858)6.26 の間、萩藩當役。安政 5.6.26 ~ 万延元(1860)6.27 当職。上関伊保庄戸津、大島三浦、美祢嘉万 2,721 石。

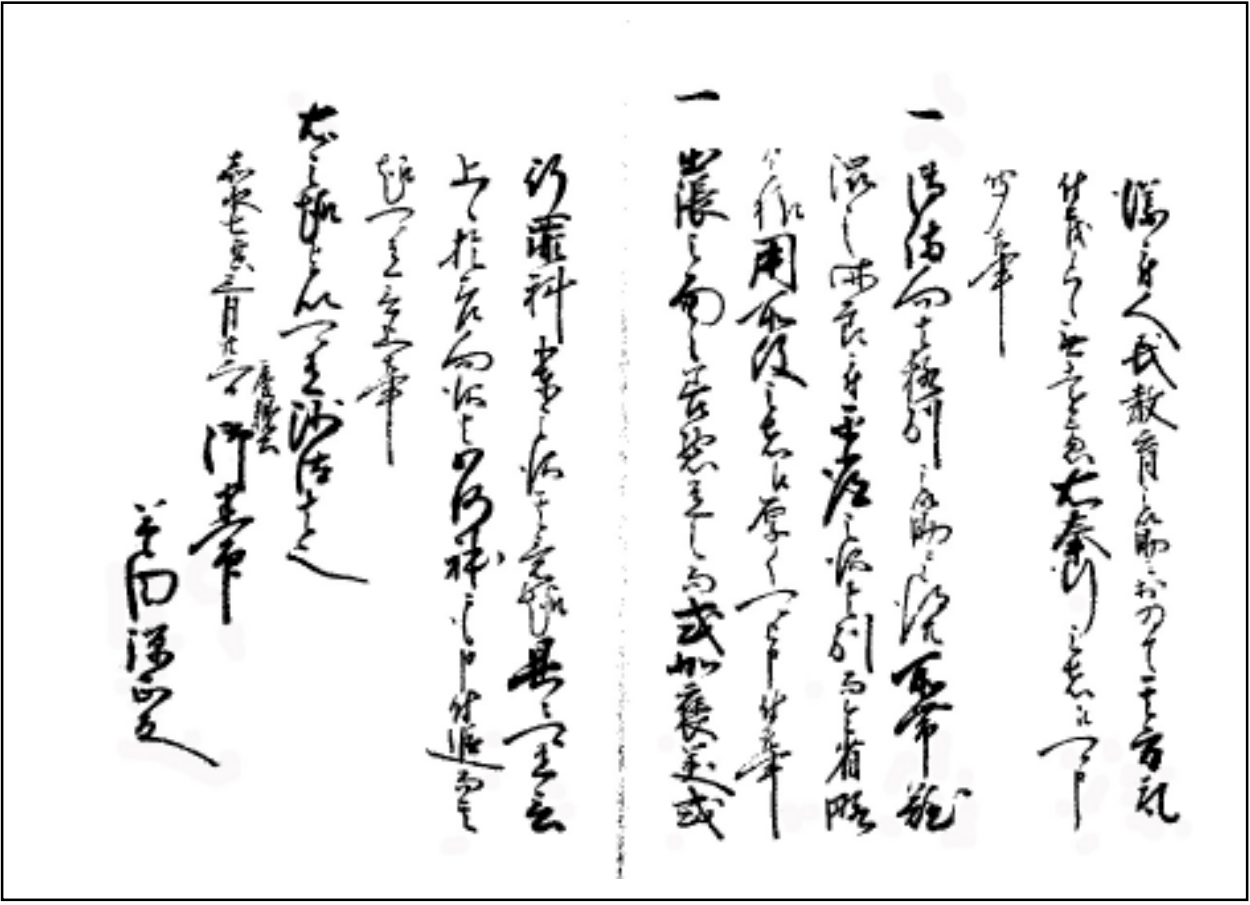
\* 8 毛利能登 = 一門厚狭毛利家。毛利元美 (初元教、本之助、大隅、備前、能登、一格)。文化 8(1811)3.23 ~ 明治 9 8(1885)3.23。

\* 9 御黒印物 = 墨を用いて捺した印。室町 ~ 江戸時代、將軍や大名が公文書に用いた。



公儀<sup>幕府</sup>被仰出候諸法度<sup>注1</sup> 并兼<sup>かねて</sup>而定置法  
 令之旨を以諸事為能様可有心遣事  
 異国船防禦之儀二付 若其方落着難<sup>なり</sup>  
 成儀<sup>がたき</sup>も候八、依品<sup>しなにより</sup>可伺之 尤差向儀者浦賀  
 御奉行所<sup>注2</sup>之承合 猶三家<sup>注3</sup>申談 何分時宜二  
 応可有沙汰事  
 數多<sup>あまた</sup>之人数差出儀二付 無事之時當て八  
 文武之修行を第一とし 自然<sup>注4</sup>事阿  
 ら八 各抽忠節候様厚く心越用沙汰可  
 被申付事  
 諸士役儀 其方校量を以沙汰仕 尤諸  
 役人令一和依怙<sup>いぢわせしめ</sup>編頗<sup>へんぱ</sup>無之様念を入可  
 被申渡事  
 御預地奉行<sup>注5</sup>之者 地下<sup>じけ</sup>之諸沙汰肝要之

\* 1 諸法度 = おきて、法律、禁令。近世幕府が旗本、ご家人、庶民の支配の為に発したのもの。  
 \* 2 浦賀御奉行所 = 江戸幕府の職名。遠国奉行の一。江戸湾出入りの船舶とその米穀、貨物などの検査を掌った。1720 (享保5) 下田奉行を廃して設置、番所も下田から浦賀に移転。当時の奉行は戸田伊豆守氏栄と井戸弘道(鐵太郎、臨時叙任、石見守)。  
 \* 3 三家 = 徳山(大浦山) 長府(八王子山) 清末(稲村ヶ崎) 三支藩のことか。吉川も荒崎を担当した。  
 \* 4 自然 = 万が一。 \* 5 偏頗 = (へんぱ) 偏ること。不公平。  
 \* 6 御預地奉行 = 木原源右衛門、三井孫右衛門を預地都合役(後奉行)に任ず(防長回天史武巻 P58)。  
 P4 脚注 3 参照。



儀二付人民教育之筋二おのて其方氣付茂候八、無遠慮右奉行之者被可申聞事

一 御備向者格別之筋二候得共、そつらえども所帯注<sup>注</sup>難渋之時節二付、平常之儀者別而令省略候様用所役之者江厚く可被申付事

一 出張之面々善悪有之而、或加褒美或

行罪科輩<sup>注</sup>之儀、其意趣具二可有言上候、於差向儀者如何躰二も申付、おつて追而其趣可有言上事

右之趣を以可有沙汰者也

嘉永七寅二月廿一日 <sup>1854</sup>慶親公

御黒印

益田 彈正 殿

\* 7 所帯 = 暮らし向き。此处では萩藩財政のこと。

\* 8 行罪科輩 = (ざいかをおこなうやから) 諸法度、法令などを守らない者。

一 同年四月廿七日藤沢之駅二而御意書左之通

益田 彈正

先鋒隊外執心引統衆陳屋内  
物静二有之候由連々聞届候右者其方次二  
諸役人共遂心配候故之儀別而大慶之事二候  
弥以念被人可申付候猶鞠負注ヨリ可申聞候

先達而御備場請渡注之節者萬端不自  
由之儀二有之候由先鋒隊其外執心  
合能相濟其後引統陳屋内茂至而物静二  
有之候趣連々被聞召上神妙之事二  
被思召候右者偏二其方一身を以諸人之模  
範をなし次二諸役人之面々入はまり心配遂

同年四月廿七日 藤沢之駅二而 御意書左之通

益田 彈正

右先鋒隊注其外執心得宜敷陳屋内も  
物静二有之候由連々聞届候右者其方次二  
諸役人共遂心配候故之儀別而大慶之事二候  
弥以念被人可申付候猶鞠負注ヨリ可申聞候

先達而御備場請渡注之節者萬端不自  
由之儀二有之候由先鋒隊其外執心  
得宜敷謹而遂其節公儀衆引請茂都  
合能相濟其後引統陳屋内茂至而物静二  
有之候趣連々被聞召上神妙之事二  
被思召候右者偏二其方一身を以諸人之模  
範をなし次二諸役人之面々入はまり心配遂

\* 1 先鋒隊 = 卷末補注 4 参照。此处では諸隊の先鋒隊ではなく、部隊などの先頭に立つもの。さきぞなえ。

\* 2 鞠負 = P5 脚注 4 参照。

\* 3 御備場請渡 = 三浦半島警備は最初彦根藩が担当。それを嘉永 6(1853)年長州藩が引き継ぎ、安政 5(1858)年更に熊本藩へと引き継がれ、その後浦賀奉行へと移管された。長州藩が善政を敷いたため、熊本藩と交代の時、三浦・鎌倉両郡の名主、村役人から留任の願書が出された。

苦勞候故之儀と別而御大慶被思召候此  
 余不能仰聞候得共場所柄之儀二付先鋒  
 隊其外弥以行規正敷常々文武之修行を  
 專二し及異変二不覚之儀無之様心掛可  
 為肝要候猶諸役之面々も弥以遂精勤  
 候様可申聞旨候此度被遊御歸國二付  
 御案思も被為在 被成御意候との事

一 同日同所二而頂戴之御直筆御書注<sup>4</sup> 渡物  
 之通

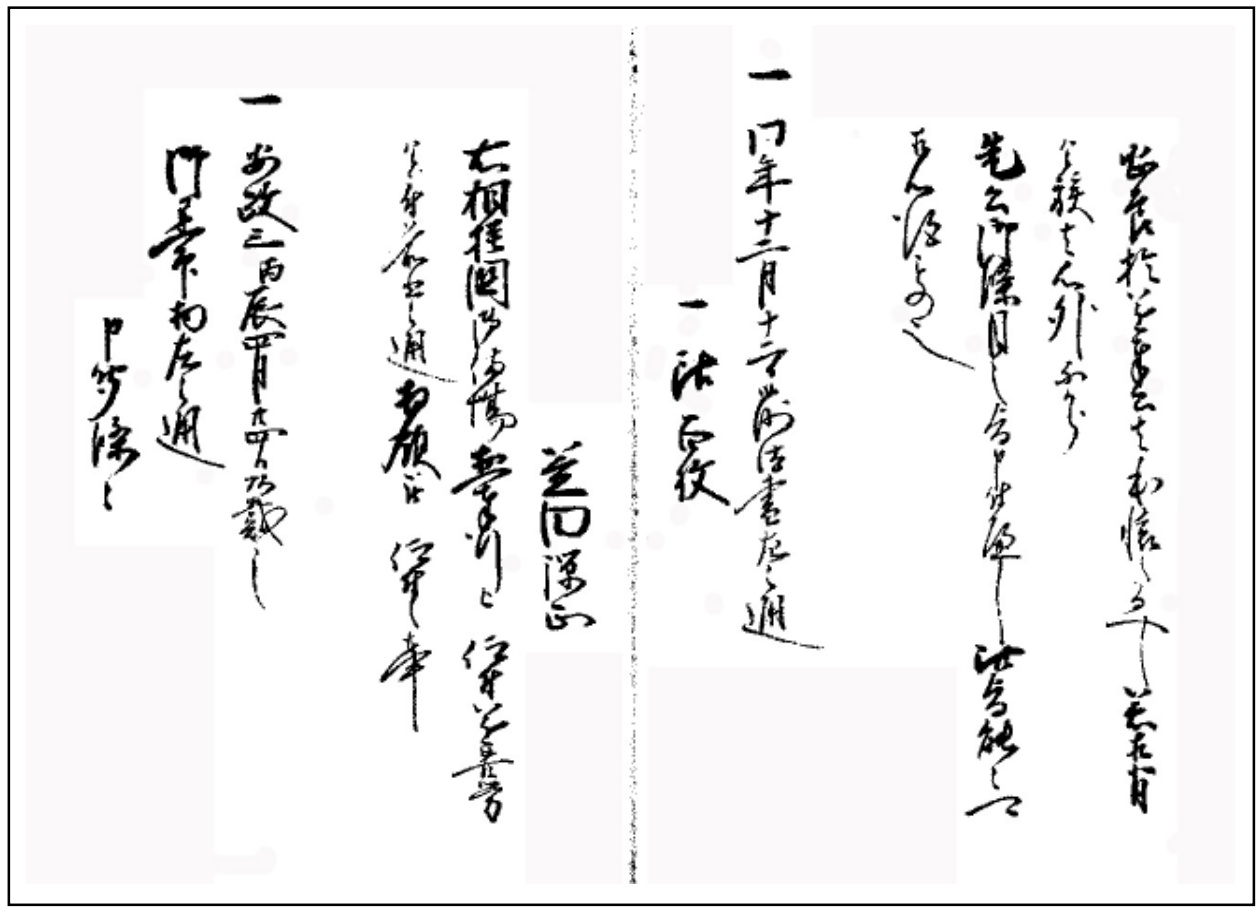
相模國御備場出張之面々警衛太切之  
 儀二付 若異変之節者  
 本邦之御武威相輝聊瑕瑾無之様 其  
 覚悟肝要たり 依之今度申渡候條数并  
 惣奉行之下知 謹而相守 衆心一和 弥  
 抽

苦勞候故之儀と別而御大慶被思召候此  
 余不能仰聞候得共 場所柄之儀二付 先鋒  
 隊其外弥以行規正敷 常々文武之修行を  
 專二し 及異変二不覚之儀無之様心掛可  
 為肝要候 猶諸役之面々も 弥以遂精勤  
 候様可申聞旨候 此度被遊御歸國二付  
 御案思も被為在 被成御意候との事

同日同所二而頂戴之御直筆御書注<sup>4</sup> 渡物  
 之通

相模國御備場出張之面々 警衛太切之  
 儀二付 若異変之節者  
 本邦之御武威相輝 聊瑕瑾無之様 其  
 覚悟肝要たり 依之今度申渡候條数 并  
 惣奉行之下知 謹而相守 衆心一和 弥  
 抽

\* 4 御直筆御書 = 藩主直筆の手紙。



忠節於遂奉公者本懐たるへし 若相背  
 候族者 心外なから  
 先公御条目<sup>注</sup>之旨申付へし 此旨能々可  
 相心得もの也

一 口年十二月十二日 御沙汰書左之通

一 益田 彈正

益田 彈正

右相模國御備場惣奉行被仰付 遂苦勞  
 候二付 前書之通 拝領被仰付 候事

一 安政三丙辰四月廿四日 頂戴之

御黒印物左之通

益田 彈正

忠節於遂奉公者本懐たるへし 若相背  
 候族者 心外なから  
 先公御条目<sup>注</sup>之旨申付へし 此旨能々可  
 相心得もの也

同年十二月十二日 御沙汰書左之通

一 銀 百枚

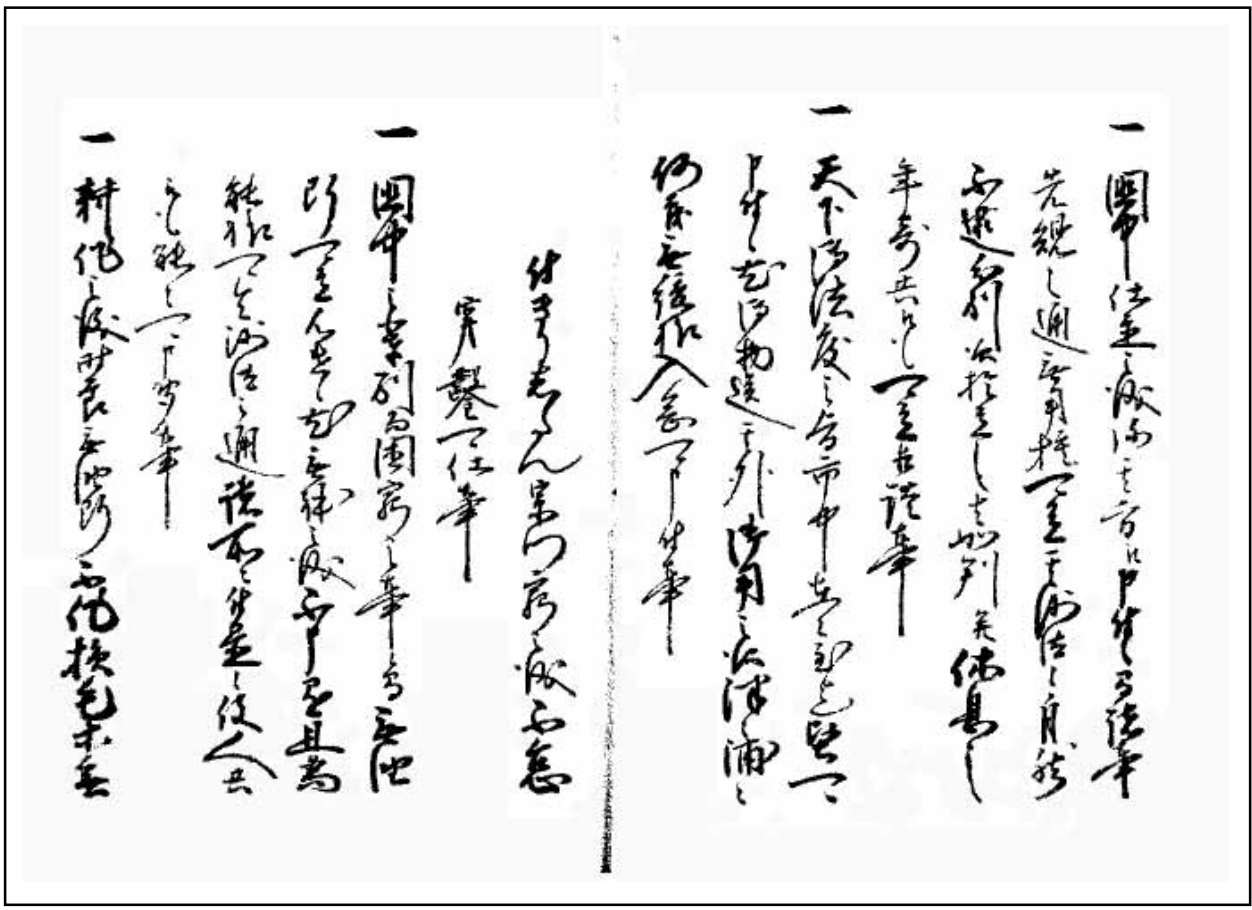
益田 彈正

右相模國御備場惣奉行被仰付 遂苦勞  
 候二付 前書之通 拝領被仰付 候事

安政三丙辰四月廿四日 頂戴之  
 御黒印物左之通

申聞條々

\* 1 先公御条目 = 天保7(1836).5.15 清徳公(齊熙)逝去。同年9.8 邦憲公(齊元)逝去、43才。同年12.29 崇文公(齊廣)逝去、23才と一年の間に三人の藩主が亡くなった。その後を天保8(1837).4.27 忠正公(敬親)が家督を継いだ。従って、忠正公の先公は毛利齊廣であるが、その治世は余りにも短いので、此処で言う先公御条目は齊元公の代「八万貫の大敵」という財政危機を乗り切るために出された各種の施策の事と考える。この時代は士卒の馳走米は文政12を除き毎年「半知」であった。



一 國中仕置<sup>注2</sup>之儀 弥<sup>い</sup>其<sup>よ</sup>方江申付候間 諸事  
 先規<sup>よ</sup>之通無用捨可有其沙汰候 自然<sup>注3</sup>  
 不退<sup>これあるに</sup>分別儀於有之者 加判<sup>注4</sup>并休息之  
 年寄<sup>注5</sup>共<sup>い</sup>江も可有相談事

付きりしたん宗門窮<sup>注6</sup>之儀 不怠  
 穿鑿<sup>注7</sup>可<sup>い</sup>仕事

一 天下御法度之旨 市中在々至迄 堅可  
 申付候 尤御物違其外御用之儀 津々浦々  
 何<sup>い</sup>茂<sup>すれ</sup>無<sup>ゆる</sup>緩<sup>みな</sup>様<sup>なき</sup>入念可<sup>い</sup>申付事  
 付<sup>お</sup>きり<sup>した</sup>ん宗門窮<sup>注6</sup>之儀 不怠  
 穿鑿<sup>注7</sup>可<sup>い</sup>仕事

國中仕置<sup>注2</sup>之儀 弥<sup>い</sup>其<sup>よ</sup>方江申付候間 諸事  
 先規<sup>よ</sup>之通無用捨可有其沙汰候 自然<sup>注3</sup>  
 不退<sup>これあるに</sup>分別儀於有之者 加判<sup>注4</sup>并休息之  
 年寄<sup>注5</sup>共<sup>い</sup>江も可有相談事

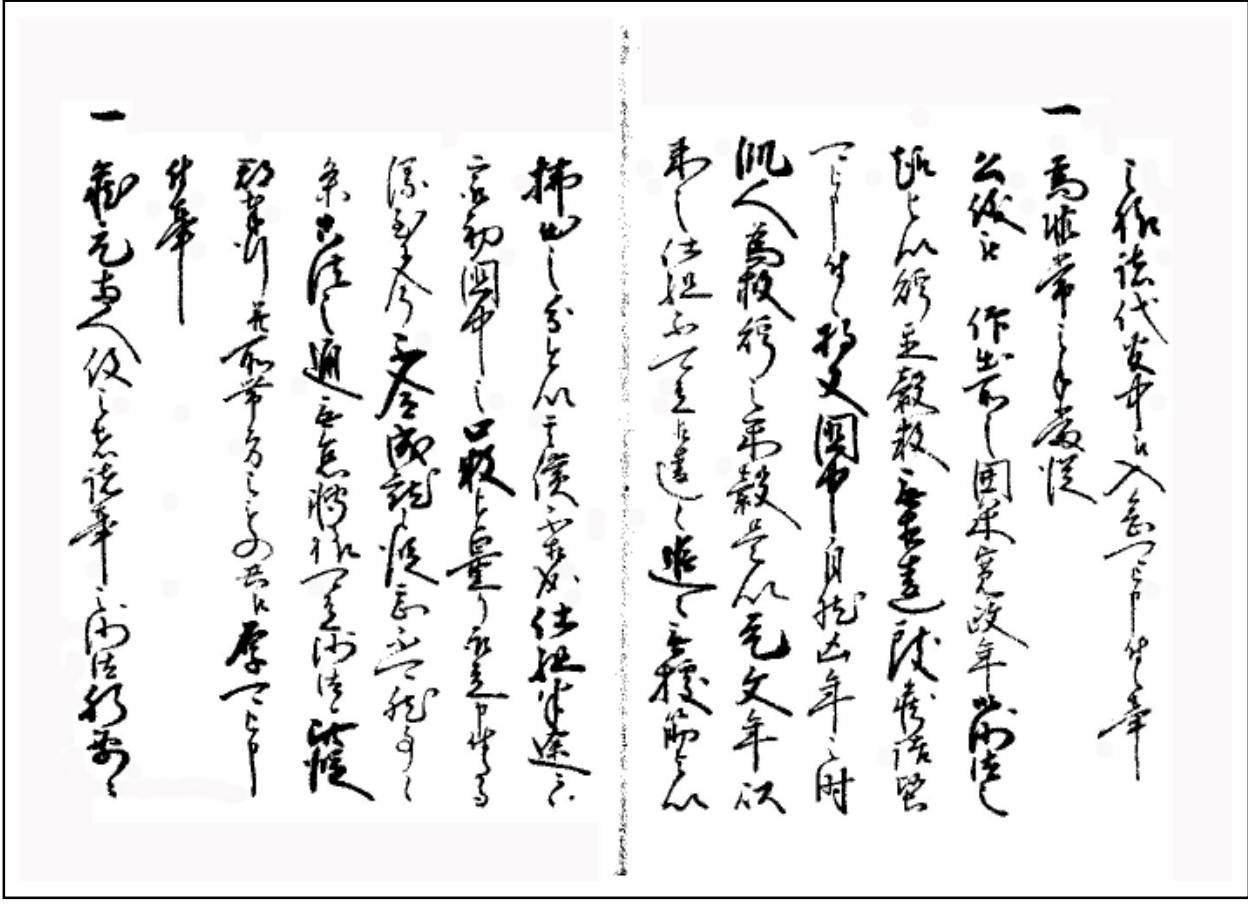
天下御法度之旨 市中在々至迄 堅可  
 申付候 尤御物違其外御用之儀 津々浦々  
 何<sup>い</sup>茂<sup>すれ</sup>無<sup>ゆる</sup>緩<sup>みな</sup>様<sup>なき</sup>入念可<sup>い</sup>申付事  
 付<sup>お</sup>きり<sup>した</sup>ん宗門窮<sup>注6</sup>之儀 不怠  
 穿鑿<sup>注7</sup>可<sup>い</sup>仕事

國中之輩 別<sup>べつ</sup>而<sup>して</sup>困窮之事候間 無油  
 断可有<sup>い</sup>心遣候 尤無<sup>い</sup>躰<sup>た</sup>之儀不<sup>い</sup>申懸 且為  
 能<sup>い</sup>様<sup>よ</sup>可<sup>い</sup>令<sup>い</sup>沙汰<sup>さ</sup>之通 諸所二付置候役人共  
 江も能<sup>い</sup>々<sup>よく</sup>可<sup>い</sup>申聞事

耕作之儀 時節無油断 不作損毛<sup>注8</sup>等無

\* 2 國中仕置 = 安政 3(1856)4.1 益田親施は萩藩当職に就任した。同 5 年(1858)6.26 當役に昇進するまで在職。  
 \* 3 自然 = 万が一。 \* 4 加判 = 藩政初期、老練達識の重臣数名に藩政の企画を一任し、公式の文書に署名を命じた。これを加判役と称しその会議を御寄合と言った。藩政の機務は御寄合で決し、藩主の決済を経て発令された。議政府の御寄合に対して、行政府の長官を当職と称した。 \* 5 年寄 = 家老。 \* 6 きりしたん宗門窮 = 末尾補注 5 参照。 \* 7 穿鑿 = 究明すること。どこまでも調べたこと。 \* 8 損毛 = 損耗(そんもう)は(そんこう)の慣用読み。収穫が減ること。





之様諸代官中江入念可被申付候事

為非常之手當 從

公儀被仰出所之困米兼附 寛政御沙汰注2 之

趣を以貯置 穀数無相違致蔵詰 堅

可被申付候 将又國中自然凶年之時

飢人為救貯之米穀 是以元文年以

来之仕組注3 不可有相違候 追々無據筋を以

引出之分を以其償不相成 仕組半途二候

最初國中注4之口数を量り 取立申付たる

儀 至尔今不令成就候段 甚不可然事候

條 古法之通無急轉注4 可有沙汰候 此段

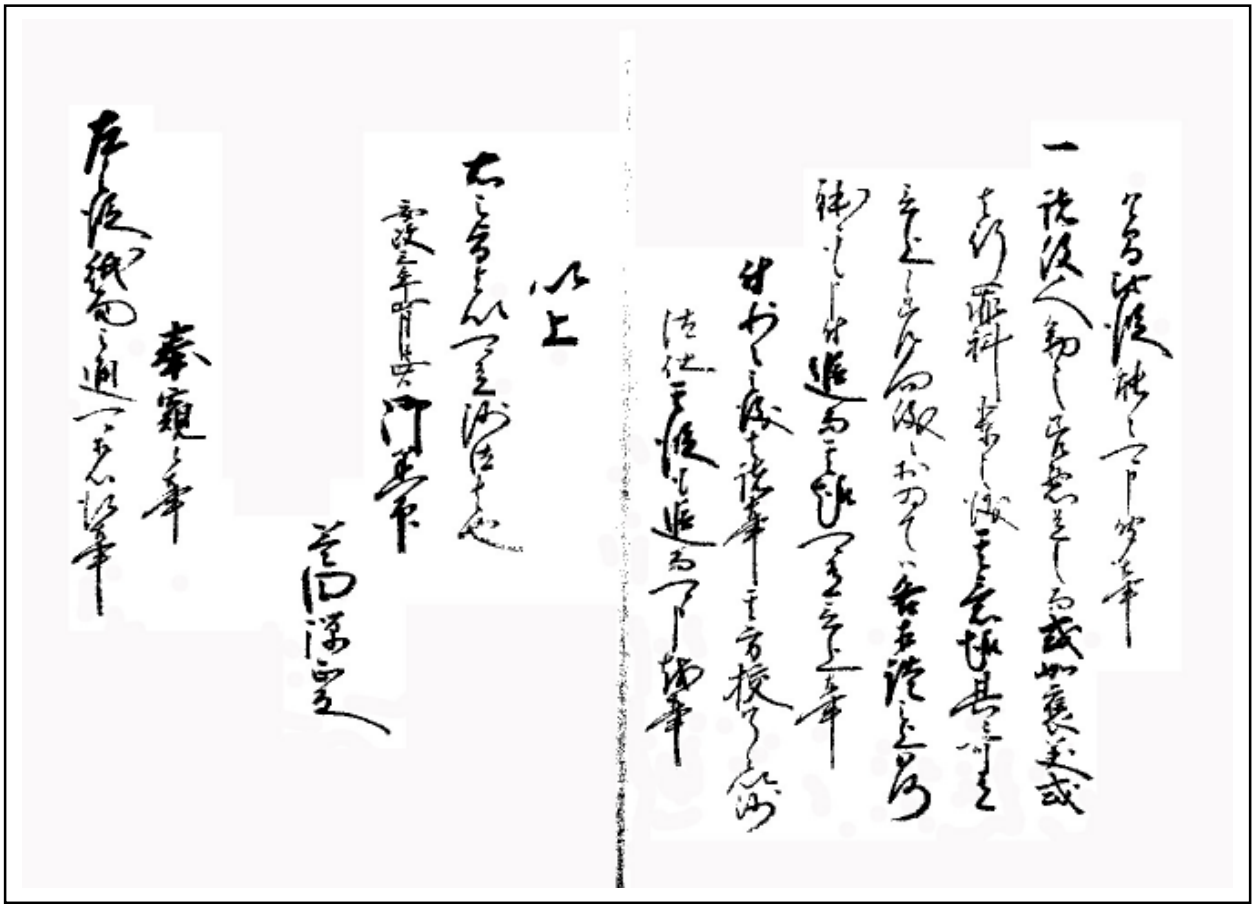
郡奉行并所帶方注5之もの共江厚可被申

付事

蔵元兩人役注6 之者 諸事之沙汰肝要二

\* 1 困米 = 凶荒等非常の際に放出し、困窮者の救恤に宛てる目的で平素から米を貯蔵すること。困穀。天和3幕府が凶年対策として諸国に困穀を命じたことから始まる。  
 \* 2 寛政御沙汰 = 寛政2から5年間、石高1万石につき50石の割合で1,847石を困い添え、同6年暮れにはそれまでの困穀と合わせ9,200石に達した。これを寛政御困米という。  
 \* 3 元文年以来之仕組 = 元文4山内広通は宗広公に稟請し、三万石を目標に用心米の充実を図った。用心米は毎年新穀を以て入替え虫鼠による欠損を補填した。これを新入替米と名付け、元文3以前の古入替米と区分した。古入替





候間 此段能々可申聞事

諸役人勤之善悪有之而これありて或加褒美 或  
 者行罪科輩之儀 其意趣具二可有つひさ  
 言上候 差向儀二おゐて八各相談之上 如何  
 躰二も申付 追おつて而其趣可有言上事

付 少々之儀者諸事其方校了注を以沙  
 汰仕 其段も追おつて而可申越事

以上

右之旨を以可有沙汰者也  
 安政三年四月廿四日 御黒印

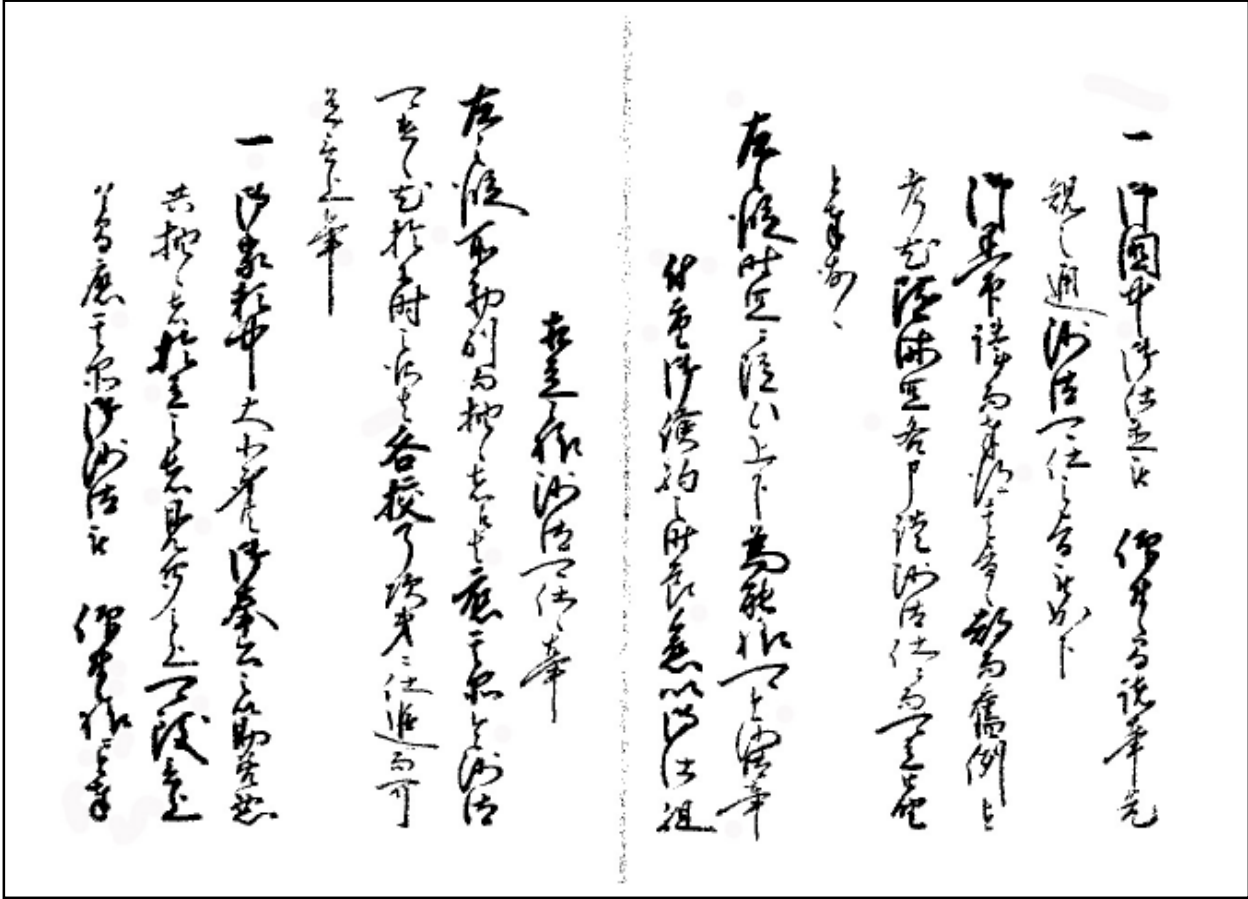
益田 弾正 殿

奉親候事

左之段紙面之通可相心得事

米は年々藩政府と諸郡が折半して入替の責任を分担、8朱の利米を付してその欠損を補い、若干の増蓄を図った。

- \* 4 总転 = 退転。精進を怠ること。 \* 5 所帯方 = 藩の財經部門。
- \* 6 蔵元兩人役 = 寛永元年初めて藩庫を建て役人二人を置く。依って蔵元兩人役と称す。藩の経費出納等、後世の手元役及び所帯方の職務は総て之を掌る。明暦3手元役を置くに至り、蔵元兩人役は単に金銭出納、土木工事、物品購入を掌るに至る。
- \* 7 校了 = 校量。



一 御國中御仕置被仰付候間<sup>注1</sup> 諸事先規之通沙汰可仕之旨被成下  
御黒印 謹而奉得其旨候 都而舊例を考 尤隨時宜各申談沙汰仕二而可有御座と奉存候

左之段時宜二隨ひ上下為能様可令沙汰事 付 重御儉約之時節愈以御仕組

相立候様沙汰可仕候事

左之段所勤 別而 抽候者江者 心其品令沙汰可遣候 尤於爾時之儀者 各校了次第二仕 追而可有言上事

一 御家頼中 大小身共御奉公之筋 善悪共抽候者於有之者 見聞之上可致言上候間 心其品御沙汰被仰付候様二と奉

\* 1 御國中仕置被仰付候間 = 11 頁脚注 2 参照。

ありては、尤輕儀ハ各致相談 其沙汰仕 追而  
可致言上候哉之事

左之段間届候時刻難差延儀候ハ、申談致沙  
汰 追而可言上事

一 諸士以下不慮之儀出来仕候節者 申伺  
沙汰可仕候 若難差延儀御座候ハ、不奉伺  
候共 各致相談御仕置申付 追而可致

言上候哉之事

左之段目付之者申出儀於有之者 聞届及沙  
汰儀 又不及沙汰段者 加判役之者相談二而 各  
校了次第可被申付事

一 御參勤御留守中 御目付役ヨリ申出儀  
有之候節者承届 差向之儀者 各相談仕  
御仕置可申付候哉之事

存候 尤輕儀ハ各致相談 其沙汰仕 追而  
可致言上候哉之事

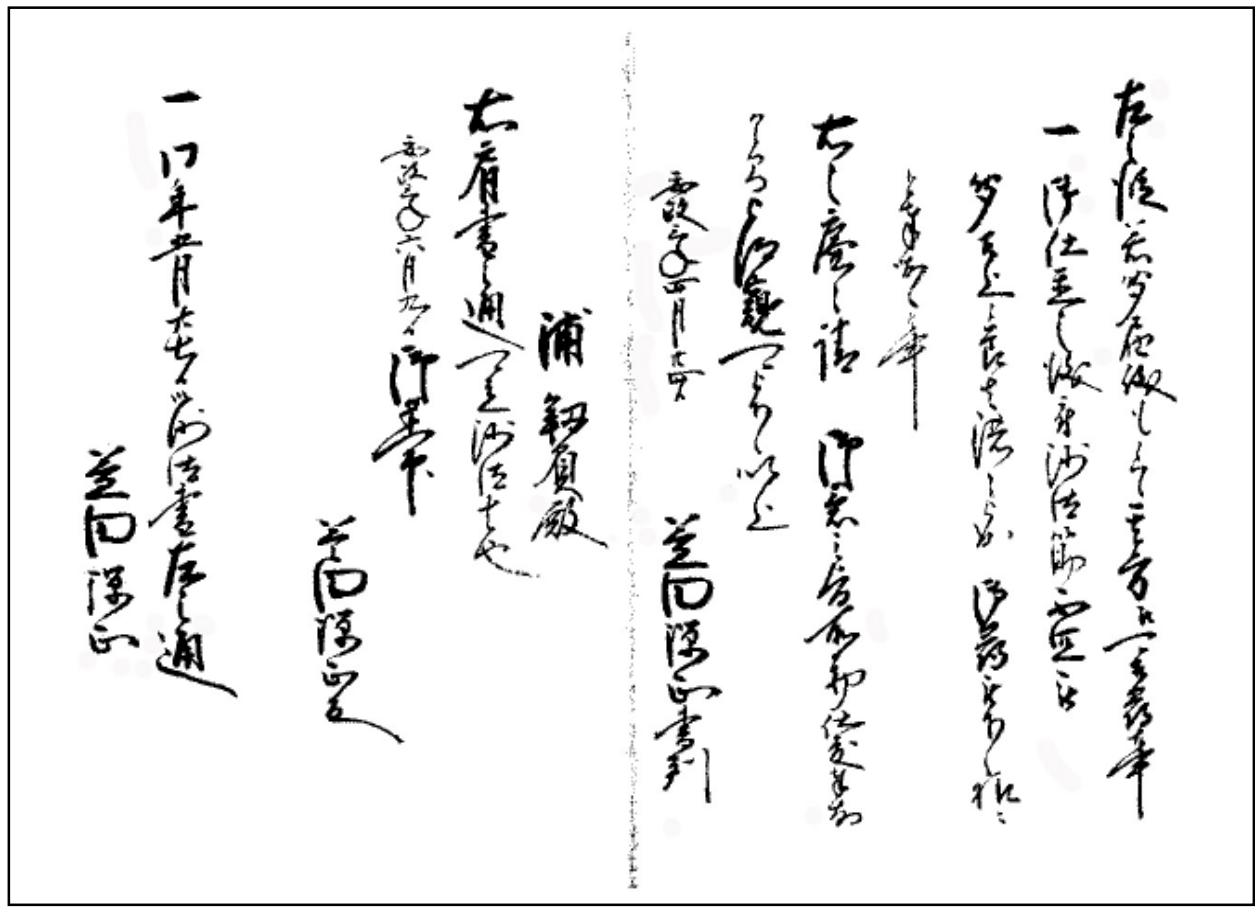
左之段間届候時刻難差延儀候ハ、申談致沙  
汰 追而可言上事

一 諸士以下不慮之儀出来仕候節者 申伺  
沙汰可仕候 若難差延儀御座候ハ、不奉伺  
候共 各致相談御仕置申付 追而可致

言上候哉之事

左之段目付之者申出儀於有之者 聞届及沙  
汰儀 又不及沙汰段者 加判役之者相談二而 各  
校了次第可被申付事

一 御參勤御留守中 御目付役ヨリ申出儀  
有之候節者承届 差向之儀者 各相談仕  
御仕置可申付候哉之事



左之段 若聞届儀も候ハ、其方江可相尋事

一 御仕置之儀二付沙汰筋不宜被

聞召上候節者 濃々<sup>しよつしよつ</sup>被成御尋被下候様二

と奉存候事

右之廉々請御意之旨 所勤仕度奉存

候間 被仰親可被成候 以上

安政三年四月廿四日 益田彈正書判

浦 鞆負<sup>ぼり</sup>殿

右肩書<sup>かたがき</sup>之通可有沙汰者也

安政三年六月九日 御黒印

益田 彈正 殿

安政三年 同年五月廿七日 御沙汰書左之通

益田 彈正

\* 1 濃々 = (じょうじょう、のうのう) こまやかなこと。  
 \* 2 浦 鞆負 = P5 脚注 4 参照。  
 \* 3 肩書 = 通常は氏名の右上に職名、居所などを書くこと。地位、身分、称号などを言う。ここでは、益田彈正が窺った事項について「左之段…」と記されている萩本藩からの回答のこと。

右當職役中 異変之節 御城相詰  
候得共 家来之儀者 三分二方陳代相添 兼々  
御手當場所差出候様被仰付候事

同四丁巳四月廿八日 御意書左之通

一 三所物

一 銀子 貳拾枚

益田 彈正

右先般非常之仕組筋詮議申付候處  
精々令心配 難渋之中 旧冬者種々繰  
巻を以乍僅之返石相調 令大慶候 勿  
論多年難渋之所帶向二候得者 一時其  
目途可相立事二者無之候得共 既二仕組  
年限も今来年と相成二付 愈以是迄之

右當職役中<sup>注4</sup> 異変之節 御城相詰

候得共 家来之儀者 三分二方陳代相添 兼々  
御手當場所差出候様被仰付候事

<sup>1857</sup>同四丁巳四月廿八日 御意書左之通

一 三所物<sup>注5</sup>

一 銀子 貳拾枚

益田 彈正

右先般非常之仕組筋詮議申付候處

精々令心配 難渋之中 旧冬者種々繰

巻を以乍僅之返石相調 令大慶候 勿

論多年難渋之所帶向二候得者 一時其

目途可相立事二者無之候得共 既二仕組

年限も今来年と相成二付 愈以是迄之

\* 4 當職役中 = 益田親施は安政 3(1856)4.1 ~ 安政 5(1858)6.26 迄当職であった。その後引き続いて當役に就任。當職役中の異変とは何を指すか不明。幕府の条約締結を巡って国論が 2 分した時期ではあるが、萩城下が緊張する様な事件は起こっていない。相模警備を罷め兵庫戍衛を命じられた(安政 5.6.21) 事位である。

\* 5 三所物 = (みところもの) 刀剣の付属品である目貫(めぬき)、筭(こうがい)、小柄(こづか)の三種を言う。江戸時代刀装中の重要な金具として、同じ意匠を同一作者に作らせて、揃いとして尊重した。後藤祐乘らのものが名高い。

氣方不相弛 附屬之役人共江能々申聞  
夜白<sup>よるひる</sup>無油断吟味を尽し 追而安心之<sup>おつて</sup>  
部二立至り候様心遣肝要二候 依之此品遣之候

一 同五戊午四月七日 御意書左之通

銀 貳百枚

益田 彈正

右数年御役堅固相勤 遂苦勞候 猶又  
先般相模國御備場御委任初発候へ共 急速  
江戸江 互差候處 萬端御都合能申  
合 追而彼地出張一統折合候迄之諸事  
驅引 夜白<sup>よるひる</sup>心配遂苦勞候 且又 當春  
若殿様御婚禮<sup>注2</sup> 桜田御上屋敷御修復<sup>注3</sup>

氣方不相弛<sup>あゆるまず</sup> 附屬之役人共江能々申聞  
夜白<sup>よるひる</sup>無油断吟味を尽し 追而安心之<sup>おつて</sup>  
部二立至り候様心遣肝要二候 依之此品遣之候

同五戊午四月七日 御意書左之通

銀 貳百枚

益田 彈正

右数年御役堅固相勤 遂苦勞候 猶又  
先般相模國御備場御委任初発候へ共 急速  
江戸被差登 彼地<sup>かのち</sup>御手當向御政道方等  
之御處置 不容易候處 萬端御都合能申  
合 追而彼地出張一統折合候迄之諸事  
驅引 夜白<sup>よるひる</sup>心配遂苦勞候 且又 當春  
若殿様御婚禮<sup>注2</sup> 桜田御上屋敷御修復<sup>注3</sup>

\* 1 夜白 = (よるひる) 夜も昼も。日夜。

\* 2 若殿様御婚禮 = 毛利家第 68 代元徳。実徳山毛利兵庫頭広鎮十男。広封、定広、?尉、長門守、左近衛権少将、議定、従三位、参議、山口藩知事、従二位、公爵。(天保 10.90.22 ~ 明治 29.12.23)。嘉永 4.11.1 敬親養子。安政元年 2.18 婿養子となる。安政 5.1.22 婚儀。室安子(初銀姫)は長府毛利甲斐守元運(もとゆき)二女。嘉永 4.8.15 敬親養女となる。

\* 3 桜田上屋敷御修復 = 桜田邸は安政 2.10.2 江戸大震災で鶴歩屋敷、葛飾屋敷と共に大破。修復後、安政 7.2.19 失火で世子居室その他数字を延焼した。



未史一此一件之御銀繰出彼是心配遂苦  
方一依之右之通拜領被仰付候との事

一口年五月十四日前一條二付御沙汰書左之通

と殺殺年之勤功二被為對銀式百枚拜領

江戶之役御事也身御沙汰書

御仕組中之儀 旁御賞美之儀者 恐入候事

二付 一向御断申上度由 委細之趣當役中ヨリ勅

負方江申越 具及御聞候處 内存且謙

退者無余儀事二候得共 多年之功勞殊

御備場御委任初発 不一方心配遂苦勞二付

御仕組中なから厚 思召を以 御僉儀被

仰付候事二候得者 御断不被申上様 達而被

等夫々御一件之御銀繰出 彼是心配遂苦  
勞候 依之右之通拜領被仰付候との事

同年五月十四日前一條二付御沙汰書左之通

今般数年之勤功二被為對 銀式百枚拜領  
被仰付候處 御役功茂無之身柄 殊非常

御仕組中之儀 旁御賞美之儀者 恐入候事

二付 一向御断申上度由 委細之趣當役中ヨリ勅

負方江申越 具及御聞候處 内存且謙

退者無余儀事二候得共 多年之功勞殊

御備場御委任初発 不一方心配遂苦勞二付

御仕組中なから厚 思召を以 御僉儀被

仰付候事二候得者 御断不被申上様 達而被

\* 4 委細 = 詳しい事情。

\* 5 當役 = 藩主の参勤・帰国に随行し、常にその左右に居て決裁の事務を助ける老臣。後に江戸藩邸を管轄し、藩地の当職を凌ぐ重役となった。

\* 6 謙退 = へりくだり退くこと。

\* 7 御仕組中 = 藩の財政改革のため、諸事節約中の意味。

上り候者 節角折角 思召不相立 却而  
 御威光江茂相拘り候様被 思召候段重疊注1  
 被 仰出候間 此余謙遜無之 尖二せん 御請相成候  
 様との事

一 萬延元庚申年於江戸御沙汰書左之通  
 一 銀子 百枚

右今般御上納金一件二付而者 萬端  
 御為能令心遣 猶又當御番手注4之儀者 彼是  
 御用繁之趣も有之 遂苦勞候付於尔時  
 各別之御心入を以 御内々右之通被就  
 御氣候段 御直目附注5取計を以 被  
 仰聞候事

申上候得者 節角折角 思召不相立 却而  
 御威光江茂相拘り候様被 思召候段重疊注1  
 被 仰出候間 此余謙遜無之 尖二せん 御請相成候  
 様との事

一 萬延元庚申年 於江戸御沙汰書左之通  
 一 銀子 百枚

益田 弾正  
 右今般御上納金一件二付而者 萬端  
 御為能令心遣 猶又當御番手注4之儀者 彼是  
 御用繁之趣も有之 遂苦勞候付於尔時  
 各別之御心入を以 御内々右之通被就  
 御氣候段 御直目附注5取計を以 被  
 仰聞候事

\* 1 重疊 = (ちょうじょう) この上もなく満足である。 \* 2 尖二 = 「さきに」とも。  
 \* 3 御上納金一件 = 巻末補注3の二参照。  
 \* 4 當御番手 = 姉小路少将遭難の事ありしを以て、文久3年5月21日、長州藩は境町御門の警衛を命を受けた。(もりのしげり)(防長回天史第三編下4 P141~142) 益田親施はその翌日上京を命じられた。  
 \* 5 御直目附 = 梨羽直衛、佐伯丹下、清水図書、長井雅楽、内藤萬里。



一〇年八月御沙汰書左之通

由也  
青毛

益田 彈正

右先年胤馬<sup>注</sup>御内々献上仕候付 右胤子<sup>注</sup>此  
度騎兵御用馬之内 前書之通御内々頂戴被  
仰付候事

伊予 幸一

一文久三癸亥五月於馬關御沙汰書左之通

益田 彈正

右此度急御用有之 赤馬関出張被  
仰付候處 滞関中異変之儀<sup>注</sup>出来  
若殿様若御居滞相成候期二立至り候共  
月番中<sup>注</sup>ヨリ被差出 復命之儀肝要二候事  
二付 早々山口罷歸 諸事令駆引候様被

同年八月御沙汰書左之通

式才

青毛

益田 彈正

右先年胤馬<sup>注</sup>御内々献上仕候付 右胤子<sup>注</sup>此  
度騎兵御用馬之内 前書之通御内々頂戴被  
仰付候事

文久三<sup>1863</sup>癸亥五月於馬關御沙汰書左之通

益田 彈正

右此度急御用有之 赤馬関出張被  
仰付候處 滞関中異変之儀<sup>注</sup>出来  
若殿様若御居滞相成候期二立至り候共  
月番中<sup>注</sup>ヨリ被差出 復命之儀肝要二候事  
二付 早々山口罷歸 諸事令駆引候様被

\* 6 胤馬 = 種馬 馬の繁殖・改良の為に買う牡馬。 \* 7 胤子 = (いんし)子孫、ちすじ。  
\* 8 異変之儀 = 文久3.5.10攘夷期限の勅を奉じ、長藩は馬關に於て5.10米艦を、23日仏艦を、26日蘭艦を、6.1米艦を、5日仏艦を夫々砲撃す。巻末補注3の四参照。  
\* 9 月番中 = 萩に帰着した毛利敬親は簡易、質略、復古の趣旨で時勢に応じるため、文久3.3.1国元(当職座)と江戸方(當役座)を合併し加判役の家老に月番制を設けて藩政の総理を命じた。自らも山口後河原の御茶屋に移った。後に攘夷の御策略のため両国の指揮に便利な山口の地に永住を発表、そして5.10赤間関で攘夷が決行された。

思召奉

一 同月六月十八日上京申 仰渡候

位候 御意書左之通

脇差 一腰

益田 彈正

右此度上京申付候處 不容易時勢苦

心之至二候 依之右之通遣之候

一 同月同日頂戴被仰付候

定廣公御直書左之通

申付條々注

一 外夷江對し既二開兵端注候付 乍恐被遊

御親征 石清水江

思召候事

同年六月十八日 上京二付御直二被

仰渡候 御意書左之通

脇差 一腰

益田 彈正

右此度上京申付候處 不容易時勢苦

心之至二候 依之右之通遣之候

同月同日頂戴被仰付候

定廣公御直書左之通

申付條々注

外夷江對し既二開兵端注候付 乍恐被遊

御親征 石清水江

\* 1 申付條々 = 防長回天史第三編四 P190 ~ 191 に同文。  
\* 2 開兵端 = 開戦すること。P25 脚注 2 参照。  
\* 3 被遊御親征 石清水江出御 = 卷末補注 3 の三参照。

出御諸国江降

勅勤

王之兵越被

召集

御指揮を以掃攘被仰付 於大樹公茂

掃攘之事業被為在度候事

皇太子を被為立 堂上方 尔て人才

御撰拳御補佐被仰付度候事

附り 中山忠光 此内帰洛二付 御補

佐之任可然二付申立之事

附り立

太子御一条 二付 御失費御繰卷

御六ヶ敷候八、献金可致候間 其筋

可承合候事

出御<sup>注3</sup> 諸国江降

勅勤

王之兵越<sup>を</sup>被

召集

御指揮を以掃攘<sup>注4</sup> 被仰付 於大樹公<sup>注5</sup> 茂

掃攘之事業被為在度候事

皇太子を被為立 堂上方<sup>注6</sup> 尔て人才

御撰拳御補佐被仰付度候事

附り 中山忠光<sup>注7</sup> 此内帰洛二付 御補

佐之任可然二付申立之事

附り立

太子御一条<sup>注8</sup> 二付 御失費御繰卷

御六ヶ敷候八、献金可致候間 其筋

可承合候事

\* 4 掃攘 = 外夷を打ち払うこと。外国を排撃し鎖国を主張すること。 \* 5 大樹公 = 徳川慶喜。補注3の一参照。

\* 6 堂上 = (とうしょう)三位以上および四位・五位のうち昇殿を許されること。また、その人。殿上人(てんじょうびと)、廣く公家の称。堂上方 = 公家衆。

\* 7 中山忠光 = 弘化2(1845)4.13 ~ 元治元(1864)11.15。大納言中山忠能(ただやす)7男。元治元8.13大和行幸の詔が出ると大和五条の代官所を襲って天誅組の挙兵をする。しかし8.18政変で失敗し長州に逃れた。その長州藩も蛤御門の変で俗論党政府となり、豊浦郡田耕村で暗殺された。巻末補注3の七参照

27 \* 8 立太子御一条 = 巻末補注3の七参照。(防長回天史四 P388)

一違

勅し幕吏并諸侯押而上京候八、再  
三加教諭若理不尽申募候八、勤  
王之諸藩申談請  
勅命加天討候様可被致候 尤同志之諸藩  
無之候共 我等父子為名代 監物差登置  
候二付申合 此旨一手を以請

勅命候様可被致候事

右之條々大意之處申渡候條 兼而我等父  
子志<sup>注4</sup>におゐて八  
朝廷江忠節相立候得八 幕府江之信義  
祖先江之孝道茂 随而相立候儀と存込居  
候趣 委曲承知之通二付 其旨二相叶候筋二  
候八、右三ヶ條<sup>注5</sup>之外二而も見込込次第不及伺

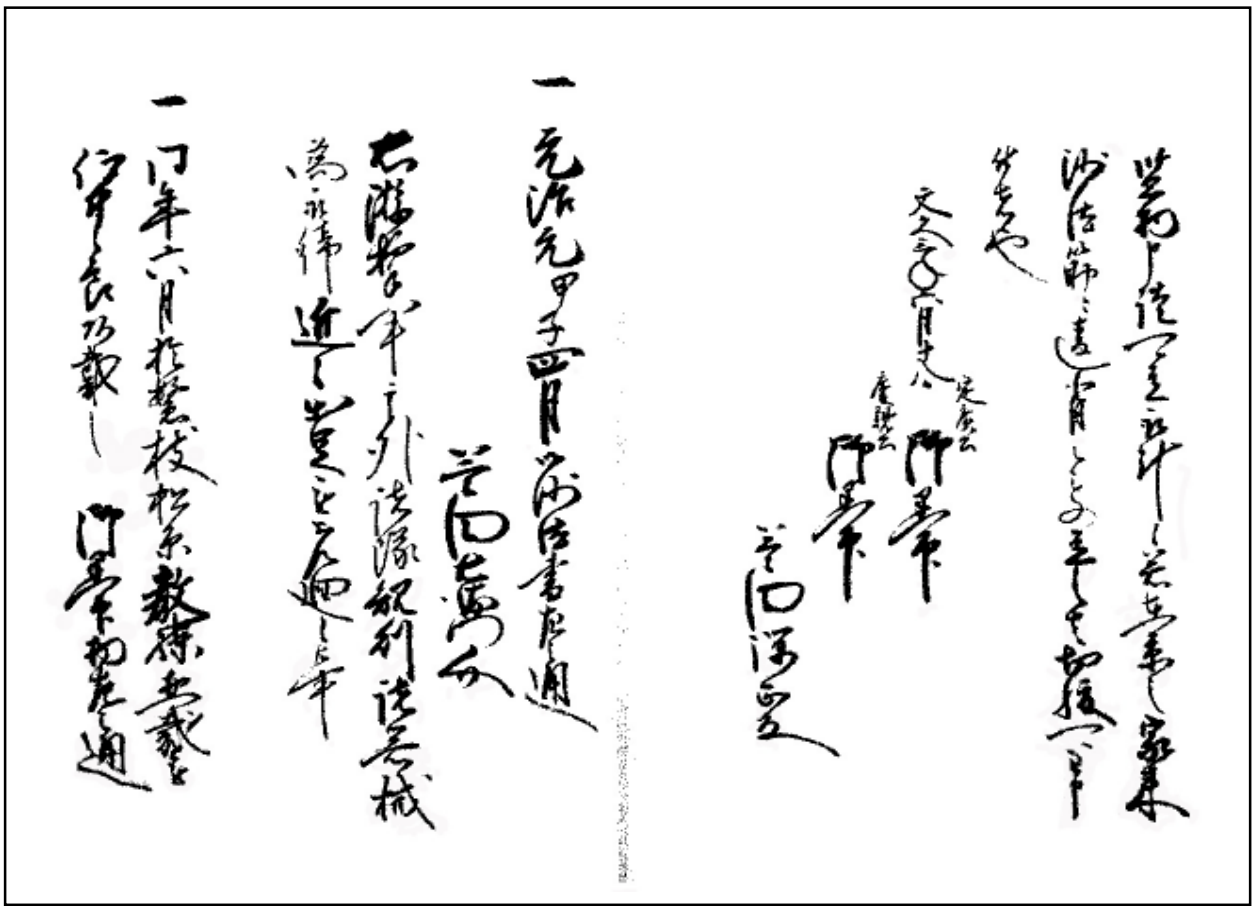
違

勅之幕吏<sup>注1</sup>并諸侯押而上京候八、再  
三加教諭 若理不尽申募候八、勤  
王之諸藩申談請  
勅命<sup>注2</sup> 加天討候様可被致候 尤同志之諸藩  
無之候共 我等父子為名代<sup>注3</sup> 監物<sup>注4</sup>差登置  
候二付申合 此旨一手を以請

勅命候様可被致候事

右之條々大意之處申渡候條 兼而我等父  
子志<sup>注4</sup>におゐて八  
朝廷江忠節相立候得八 幕府江之信義  
祖先江之孝道茂 随而相立候儀と存込居  
候趣 委曲承知之通二付 其旨二相叶候筋二  
候八、右三ヶ條<sup>注5</sup>之外二而も見込込次第不及伺

\* 1 違勅之幕吏 = 末尾補注 3 の一参照。  
\* 2 請勅命 = 大和行幸の勅命のこと。  
\* 3 監物 = 末家岩国家、吉川監物經幹(つねまさ、初章貞、龜之進、監物、駿河守)。文政12(1829)9.3 ~ 明治2(1869)3.20。享年41才。  
\* 4 我等父子志 = 次の脚注 5 参照  
\* 5 右三ヶ條 = 「朝廷へ忠節、幕府へ信義、祖先へ孝道」は藩是であった。その政策は当初「航海遠略策」であったが、文久2.7.6毛利敬親は京都藩邸に重臣を集め、叡慮が破約攘夷ならば最早開国・鎖国の得失は論ぜず、一意攘夷に挺身する覚悟を決めた。「君臣湊川の覚悟」と言う。



監物申談可有取計候 若在京之家来  
 沙汰筋二違背候もの有之者 これあれば 切腹可被申  
 付者也

文久三年六月十八日 定廣公

慶親公  
 御黒印

益田 彈正 殿

元治元甲子四月 御沙汰書左之通

益田 右衛門介 注6

右游撃軍其外諸隊規則 諸器械  
とりまわとして 為取締 注7 近々出足被差廻候事

同年六月於繁枝松原教練 注8 惣裁被  
 仰付候節 頂戴之御黒印物左之通

\* 6 益田右衛門介 = 益田親施は文化3.7.28京都で弾正改め右衛門介と改名した。末尾補修3の六参照。  
 \* 7 諸器械為取締 = (諸器械取り締まりとして) 諸器械 鉄炮、大砲。  
 \* 8 繁枝原教練 = 元治元(1864)6.6世子定廣は諸軍を率いて小郡の繁枝ヶ原で4日間軍陣そのままの法で兵を仕出し大調練を行った。

一奉

一奉

勅撰夷為出馬手當教練申付候條  
萬端軍中同様相心得 專當家之  
古法注一を守り 其頭々之下知不可違背事  
假令雖為凡下之者 差圖を  
請下知を傳るニおめてハ 其旨

謹而可相守事注二

陳營之遠近 備組之前後  
定之場所 妄みだりニ移替間敷事  
一門貴撰貴賤を始 其身緩怠氣隨意ニ  
諸人之不熟を引出す事 甚以  
所令禁止也 各貴賤之分限を顧へミ  
礼法不可乱事

申聞條々  
奉

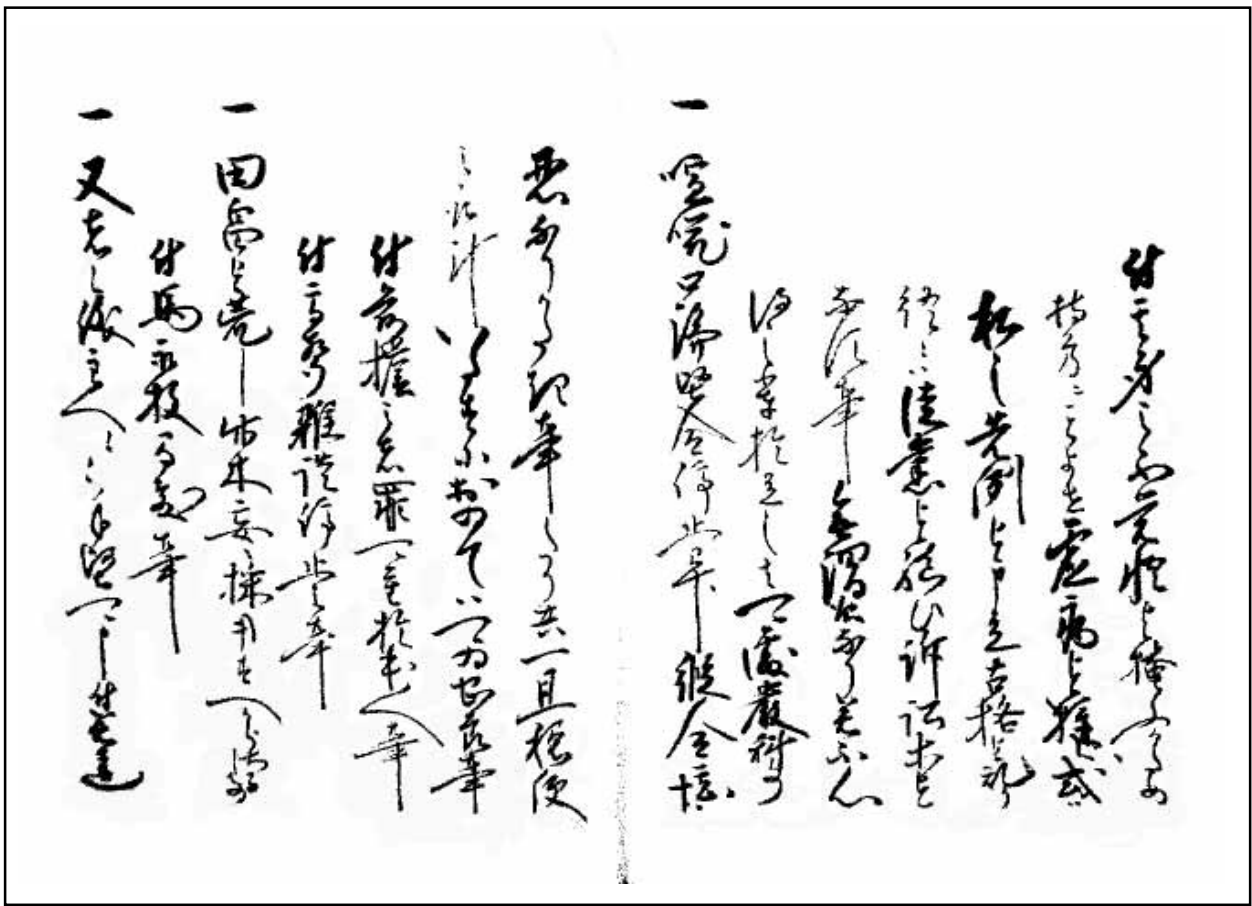
勅撰夷為出馬手當教練申付候條  
萬端軍中同様相心得 專當家之  
古法注一を守り 其頭々之下知不可違背事

付 假令雖為凡下之者 差圖を  
請下知を傳るニおめてハ 其旨

謹而可相守事注二

付 陳營之遠近 備組之前後  
定之場所 妄みだりニ移替間敷事  
一門貴撰貴賤を始 其身緩怠氣隨意ニ  
諸人之不熟を引出す事 甚以  
所令禁止也 各貴賤之分限を顧へミ  
礼法不可乱事

\* 1 当家之古法 = 藩祖元就隆元の軍令のこと。元治元年7月11日、長州軍の上京に当り、世子は清水清太郎に命じてこの軍令書を読ませた。末尾補注6参照。(防長回天史第四編上5 P395参照)  
\* 2 この「付」に類似の軍令が防長回天史第四編上5 P397以下に収められている。それによると、この頁の文章は長州軍が蛤御門の変に上京するに当り、元治元年7月11日、世子隨行の諸士に対して出された軍令(諸法度條々)に酷似している。



付 其身之不觉悟を掩ふかため  
 持方二ことよせ虚病を粧い 或八  
 私之先例を申立 古格を乱り  
 終二八徒黨を結ひ 訴訟等を  
 なす事 無謂儀なり 若下心  
 得之輩於有之者 可處嚴科事

喧嘩<sup>注3</sup> 口論 堅令停止事 假令堪  
 忍なりかたき事たり共 一旦穩便  
 之取計いたすにおゐて八可為忠節事

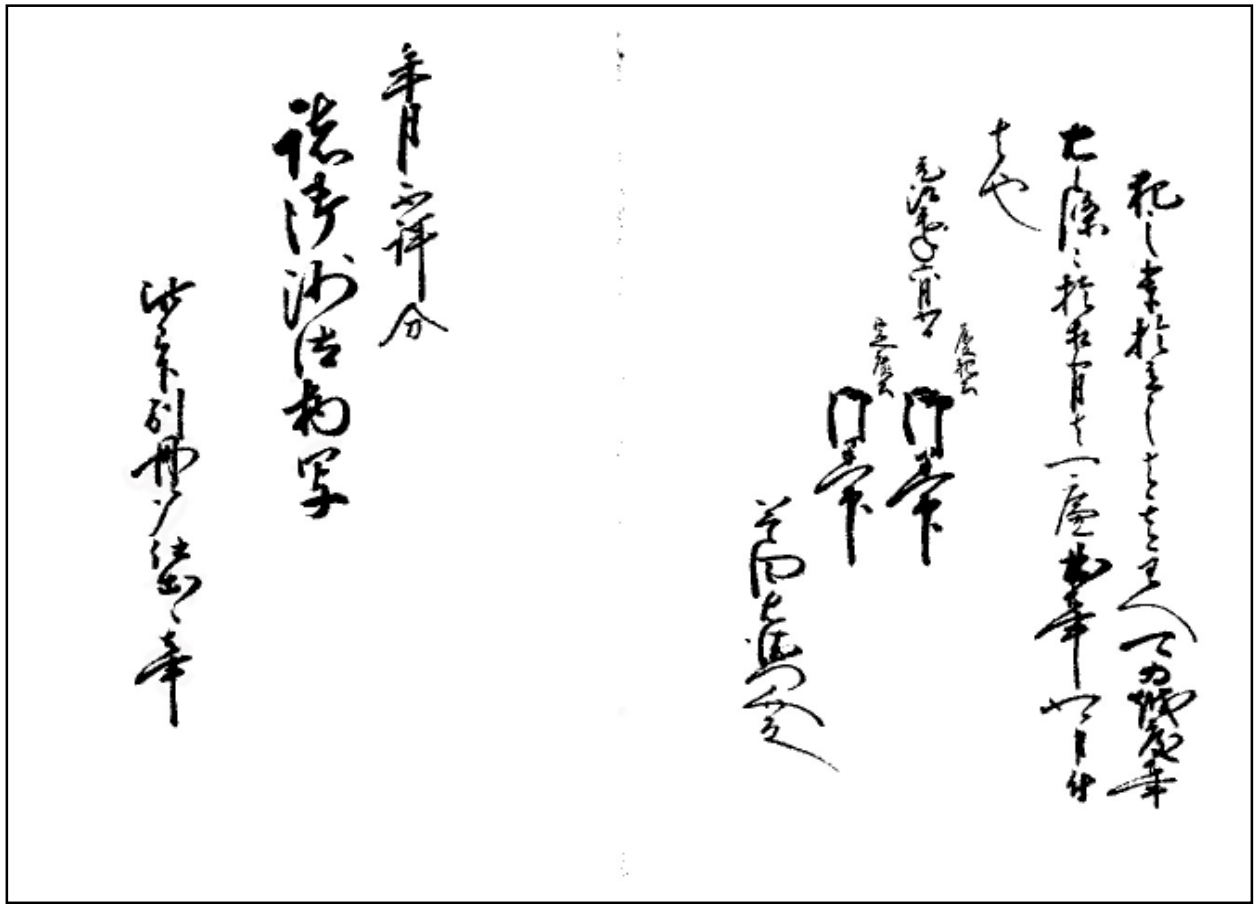
付 荷擔<sup>かたん</sup>之者罪可重於本人事  
 付 高声 雑談 停止之事

田畠を荒し 竹木<sup>みだり</sup>妄<sup>まじき</sup>二採用すへからさる候事  
 付 馬取放問敷事

又者<sup>注4</sup>之儀 主人々々手堅可申付 若違

\* 3 喧嘩 = (けんか)「嘩」の字は口偏に花を書いている。  
 \* 4 又者 = 陪臣。又家来 (家来の家来)





犯之輩於有之者 其主人可為越度事  
 右之條々於相背者一廉<sup>注1</sup>曲事<sup>注2</sup>可申付  
 者也

元治元年六月五日

慶親公

御黒印

定廣公

御黒印

益田右衛門介殿

年月不詳分  
 諸御沙汰物写

此已下別冊ニ仕出候事

\* 1 一廉 = (ひとかど いっかど)ひときわ目立つこと。

\* 2 曲事 = (くせごと)正しくない事柄。けしからぬ事。法に背くこと。違法。違法に対する処罰。処分。



口少降

一 異國船渡來之節 防禦手當として

其方出張申付る之間 從

公儀被仰出之旨 次二當家古法を以

申付る諸法度能々相心得 法令嚴

重諸事之沙汰可被申付事

出張之諸士と親疎なく一和せしめ若

中間條々

異國船渡來之節 防禦手當として

其方出張申付る之間 從

公儀被仰出之旨 次二當家古法を以

申付る諸法度能々相心得 法令嚴

重諸事之沙汰可被申付事

出張之諸士と親疎なく一和せしめ若

及戰爭候ハ、相圖之緩急諸備之進退等地理爾隨うしなひ時勢二心し其機を不失様可有うしなひ驅引事

一 防禦二付 加褒美 或八處罪科輩之儀 其意趣速二可有言上候 萬一當座難差置者於有之者 いか躰二モ沙汰申付 追而可有言上事

以上

右之旨を以可有沙汰者也

御黒印

益田 彈正 殿

一 銀式拾枚

一 覺  
銀式拾枚



右之通書出被仰付候事  
 掛役  
 益田丹下  
 金子新蔵  
 山下少輔存之

右之通書出被仰付候事

慶心<sup>1866</sup>二一

掛り役

寅三月

益田

丹下<sup>注1</sup>

金子

新蔵<sup>注2</sup>

山下

少輔存之<sup>注3</sup>

\* 1 益田丹下 = 益田家老臣、家老、2百石。

\* 2 金子新蔵 = 益田家家臣、上士、大組。

\* 3 山下少輔存之 = 益田家臣、中士、御手廻組。21石。(存之は名前か、それとも「之を存ずる」か。)

なお、「右之通書出被仰付候事」とあるのは、35頁までの記録を書き出す様、この三人に掛役を命じられた事を意味する。

## 補注

補注1 長州藩武芸御流儀（慶応2年）

日置流射術

**伴派騎射**

八条流馬術

人見流馬術

大坪本流馬術

新陰柳生当流劍術

片山流居合劍術（片山伯耆流）

神道無念流劍術

神道一伝流劍術・棒術

会津新影流劍術（愛洲陰流）

浅賀流拔刀腰廻

宝蔵院流十文字槍術

夢想流鍵槍術

妙見自得流槍術

鞍馬流長刀術

孟淵流手裏劍術

専当一心流柔術・杖術

難波一甫流柔術

筒習流砲術

萩野流砲術

隆安流砲術  
天山流砲術・筒習流砲術  
天山流砲術・円極流砲術  
種子島流砲術・天山流砲術  
御家流神器陣

## 補注2 伴派騎射

道雪派とも呼ばれる。大和日置<sup>へき</sup>系統（吉田流）の弓道の流派の一つ。吉田重勝（雪荷）の弟子、伴一安（喜左衛門、号道雪）（元和7年（1621）没）を祖とする。道雪はもと建仁寺の下級僧侶で、後に細川幽斎に出仕した。雪荷は、門下で道雪が最も優れていたのが道統を継がせようとしたが、道雪は固辞し、別派を立てることを願い許されたという。道雪の子孫は郡山藩に仕えたほか、高槻藩、会津藩、広島藩、熊本藩などにも伝わった。

日本の弓術は主に戦場における徒歩による弓射から発展した「歩射」と、馬上から射る弓射から発展した「騎射」、三十三間堂における通し矢の弓射から発展した「堂射」に分類される。現在では武射と礼射に分ける様になった。武射系は日置流系統の射を指し（含、歩射・堂射）、礼射系は小笠原流で騎射・歩射に儀礼・儀式的なものを加味した射の系統を指す。小笠原流は九百年、日置流は五百年の歴史がある。戦国時代の一時期、没落した小笠原家に代り、日置吉田流一門が宮中で射礼を行った事がある。弓の引き方を儀礼的に行うことを小笠原流では「礼射」と言うが、日置流では「体配（たいはい）」と呼ぶ。日置流の体配は、簡略な動作から生まれる武士らしい気合の充実が特徴である。小笠原流が騎射を出発点とし、主に見た目の美しさや品位を重視するのに対して、日置流は的中や矢の貫通力に重点を置いた実利的な歩兵用弓術であった。

騎射には制止した馬上から矢を放つ場合と、馬を走らせた状態で矢を放つ場合があった。いずれの場合も当初は前方方向への騎射であり、現在の流鏑馬のように左横への騎射は一般的ではなかった。合戦時の騎射以外に、平安時代以降は騎射様式が整理され、流鏑馬・犬追物・笠懸などが成立し、神事・祭礼行事として行われた。鎌倉時代には流鏑馬・犬追物・笠懸は「騎射三物」と称され各地で盛んに行われた。騎射は弓術の中でも最高位のものとなれ、弓が戦場での主戦力でなくなつて以降、泰平の江戸時代に於ても武士の表芸としてその位置付けは変わらなかった。

(出典)

騎射 (ウィキペディア)

<http://ja.wikipedia.org/wiki/%E9%A8%8E%5B%84>

日置流

<http://ja.wikipedia.org/wiki/%E9%97%A5%E7%BD%AE%E6%B5%81>

## 補注<sup>3</sup> 文久三(1863)年頃の国内情勢

一 前年の文久二年生麦事件が発生。イギリスは江戸湾の艦隊を増強し強硬姿勢を示したので、砲撃を恐れた横浜始め江戸湾沿岸一帯の住民が避難する騒ぎとなった。江戸城も緊張する中、第14代将軍徳川家茂は文久三年三月四日入洛した。当初10日間の滞在予定であったが、江戸が不穏となり、京都では攘夷決行を迫られ、帰府が延びた。やむなく幕府は四月廿日攘夷決行日を五月十日と回答したが、それでも将軍は東帰出来ず、将軍後見職の一橋慶喜が攘夷の任を帯びて将軍の代わりに江戸へ戻った。しかし、英艦隊による砲撃の危険が迫つて居たので、幕府は攘夷どころではなかった。慶喜は辞表を提出した。

将軍を江戸に帰すため、老中格小笠原図書頭長行は英公使館に対して独断で賠償金を支払つて危機を回避した。しかし、これによつて却つて将軍は益々窮地に立った。そこで、強硬派幕臣が考えたのが「承久の故事」(京都武力制圧、三上皇流罪)に倣つて将軍を救出する事である。小笠原は井上信濃守清直、浅野伊賀守氏祐、山口信濃守直毅、土屋民部正直、向山栄五郎、設楽弾正正寛らと兵千五百を率いて海路卒兵上京した。六月一日全軍が大阪に上陸し、三日淀に達した。これによつて漸く朝廷は将軍の帰府を許した。三日将軍は参内し暇乞いの挨拶を行い、十三日順動丸で大阪を出帆、十六日品川に着いた。

二 生麦事件により、京都も危機感が高まった。兵庫警衛中の長州藩は将軍が東帰してもぬかりなく京都警衛を強化すべしとして、親兵貢献を上書提案した。しかし、長州一藩では実施不能のため諸藩が一万石当り一名の兵を朝廷に貢進する様献策した。幕府はこれを受け三月十八日諸藩に令した。長州藩は三七名の兵(本藩21、長府5、徳山4、岩国6、清末1)を派遣する事となり、その年間経費として米三百三拾石、金二二二〇両を朝廷へ献上する事にした。(防長回天史第三編四)

三 三月十一日の加茂下上社への行幸に続いて、世子は浦鞠負に命じて天皇の男山行幸を朝廷に建議した。外夷親征・攘夷祈願によつて天下の志気を高め、京都防衛を強化する為である。その結果、天皇は四月十一日石清水に行幸した。

四 長州藩は攘夷期限の五月十日、馬關(下関)で外国艦を砲撃し、攘夷を実行した。(25頁脚注2参照)幕府はその軽拳を

咎め軍艦で詰問使を送ってきたが、朝廷は盛んに長州の挙を称揚し慰問使を遣わした。

五 五月十日が攘夷期限と決まるや、長州藩では毛利能登を海防総奉行に任じ、兵力約7百人を以て馬關の防衛を強化した。そして十日ベンブローグ号を砲撃、続いて五月廿三日仏艦キンシャン号を、廿六日には蘭艦メジユサ号を砲撃した。五月廿八日、世子は急遽萩を発つて馬關視察に赴いた。益田弾正も廿八日馬關に派遣され世子と長府公の起居を問ひ、惣奉行以下陸海諸士の慰問を命じられた。時に京から姉小路公知遭難の知らせがあり、馬關に来ていた中山侍従と会った。折しも米軍艦ワイオミング号が香港から横浜に来航し、ベンブローグ号の報復のために、六月一日馬關に回航してきた。この時馬關には壬辰丸、庚申丸、癸亥丸の長州の三隻の船が停泊していた。このうち壬辰丸はこの日世子を乗せて小郡に向かうため、盛装し、紫幕を繞して庚申、癸亥の後ろに碇泊していたので、米艦はこれを旗艦と認め砲撃し壬辰丸は汽罐を破られて火災を起こし沈没。庚申丸も轟沈した。世子は三日山口に還る。六月五日馬關では仏軍艦と前田に戦う。公は穴戸備前、益田弾正、毛利筑前、福原越後、松島剛蔵などを山口に招集し萩野流火砲が欧米の新式加農砲に全く歯が立たぬことを知り、時局を議すと同時に山口各口の警備を嚴重にした。(防長回天史第二編下 第四巻 266頁以下)

六 七月十一日、益田弾正、根来上総、村田次郎三郎等は大和親征の建議を貫徹するため、上杉家を訪ひ、現下の情勢を説明した。この時上杉弾正大弼との同名を憚つて、七月廿八日益田弾正は名を右衛門介と改めた。(防長回天史第三編四 344頁)

七 長州藩を始め京都の尊攘激派は真木和泉が発案した「五事建策」によつて朝廷が攘夷の権を執り、天皇の攘夷親征を囑つた。

朝廷はこれを探納して八月十三日大和行幸・外夷親征を公布。天皇は大和行幸の後、勅を發して関以西は天皇自ら指揮、以東は將軍が担当し攘夷せしめる。幕府が応じないときは討幕の挙に出るといふもの。大和では神武帝の山稜春日社へ攘夷祈願、暫く逗留して軍議の後、伊勢大神宮へ向かう手筈であった。又親征となれば、一三年の間の「ご帰還は覚つかない」ので、皇太子を立て三種の神器を託した上行幸される様言上した。

元侍従中山忠光(19才)は三月に出奔して山口、下関、久留米などを巡り、侍従職を褫奪ちたうされていたが、六月帰京すると八月十四日再び出奔、行幸の先駆として天誅組を率いて大和五条に挙兵した。しかし、八月十八日境町御門の変が起こると尊攘激派は京都から追放され、大和行幸の方針は撤回された。天誅組は孤立して九月末には壊滅した。

#### 補注4 先鋒隊

嘉永6(1853)年二月十五日、藩士馬廻士以上で気概があり技芸に優れた者を選んで海陸二軍を編成し、先鋒隊と名付けた。文久三年、選鋒隊と改める。精銳隊は選鋒隊の後身。文久三年六月廿八日、赤間関出張大組二組その外より精選の強壯者百人を赤間関に残し置き、赤間関先鋒隊と唱えた。八月十六日、馬關で騎兵隊と私闘(教法寺事件)を起こした。

#### 補注5 キリシタン宗門窮

萩藩におけるキリシタン迫害史は毛利輝元が慶長7(1602)年領内から宣教師を追放したことに始まります。萩築城の時に起こつた「五郎太石事件」で、慶長10(1605)年8月15日、熊谷

元直、天野元信が誅殺されました。同年同月19日ダミアンを斬首しました。毛利秀就は、父輝元の政策を継承してキリシタンを弾圧、ビセンテ遠甫（イエズス会の伝道士）、木村パウロ（司祭の宿主）、平田トメ・クララ夫妻（信徒）の4人を元和4（1618）年4月10日、萩の城下で火刑に処しました。豊後大友家の旧臣であつたもう一人の伝道士ビセンテは、4人と共に逮捕され、4月11日に火刑となりました。16日には萩在住の信徒サンチヨが斬首されました。榎村ペトロとリヨゴ角左衛門（萩居住の藩士）も秀就の命を受け4月16日と20日に自宅で役人に斬首され殉教しました。その後寛永10（1633）年に阿武郡、大津郡、吉敷郡などでキリシタンが処刑されています。

寛政<sup>1790</sup>2年長崎浦上村で始まつた迫害は「浦上崩れ」「崩れ」<sup>1839</sup>「検拳事件」と呼ばれ、「一番崩れ」が寛政2年、「二番崩れ」が天保十年、「三番崩れ」が安政三年。「四番崩れ」は慶応3年に始まり、明治政府になってからも明治元年と明治3年に実施されました。浦上のキリシタン拠点根絶を目指した大規模な迫害で、一村総流罪で3394人を全国各地に流刑しました。萩にも300人近い信者が流されて来ました。

明治元年、第一陣として萩に送られてきた66名の信徒は、1名死亡、2名逃亡の外全員改心（棄教）し、清水屋敷に収容されました。しかし翌年送られてきたその家族134名は女子供と老人ばかりで岩屋敷に収容されましたが、餓死寸前の飢え、劣悪な衛生状態、寒晒し、鉄砲責めなどの拷問、殴る蹴るの暴力に耐え、ほとんどの者が改心しませんでした。明治<sup>1872</sup>5年、帰村が許され、翌年に長崎に帰るまで草鞋を作るなどの内職をしましたが、それまでに43名が落命しました。

彼らを改宗させるのは代官の仕事でした。松蔭の実兄杉民治も代官として踏み絵の実施や信者の住居を竹柵で囲み隔離するなどしています。

明治6年明治日本政府はキリスト教禁制の高札を撤去し、信教の自由が認められてキリシタン迫害は終わりました。

### 補注6 毛利家祖法（防長回天史第四編上5 395頁）

元治元年七月十一日、世子八幡社に賽し首途の典を挙ぐ（略儀に従ふ）帰後公世子共に正殿に臨み當役列席し毛利宣次郎・根来上総・浦滋之助を召し清水清太郎をして藩祖元就隆元の軍令を讀告せしむ。其文に曰く（毛利家にて正式に軍令と称するは此文なり。有事の日には之を朗讀して諭示するを例とす。他日軍令状一条の問題に關係するを以て茲に其正文を掲ぐ）

#### 條々之事

- 一 動かけ引之儀 其日々々之大将の背下知候て仕候者は 可為不忠 従何たる高名又遂討死候共 忠節に不可立事
- 一 小敵又は一向敵も不見時 ふかく行候て 敵少も見へ候へば 其時引候以外曲事候 於以後左様仕候する者 可放被官事
- 一 敵を追候て出候はん時も分きりを過候て出候はん者は 是又面目つしなはせ候はん事 従忠候共不可立事
- 一 事極候てこらへ候はん所を退候はん者をば 一番に退足立する者を被官可放事
- 一 所詮其所の大將次には時之軍奉行申旨をそむき候する者は 何たる忠成共 忠節に立まじき事
- 一 右五ヶ條不限 此度 於以後当家可為法度候 神も照覽候へ此



前を不可違者也

天文二十二

九月十一日

隆元(判)

元就(判)

右祖宗被定置御箇条 於当家万古不易之軍令たり 堅可相守者也

元治元

七月十一日

慶親(判)

定廣(判)

以上